再発防止「岩手モデル」

~TSUBASAモデル~

〔資料編〕

令和6年 岩手県教育委員会

《目次》

1 県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会	1
・調査報告書【概要版】	1
2 再発防止「岩手モデル」策定委員会	45
(1) 設置要綱	45
(2) 検討経過等	49
アー検討経過	49
イ 人事管理等検討部会「理由の解明」チームの検討状況	50
〇 事実関係の整理	50
〇 学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点等の整理	72
〇 再発防止策の検討の方向性	78
3 関係法令等	79
(1) 人権意識の醸成	79
(2) 生徒指導	79
(3) 不適切な指導の根絶	79
(4) 人事管理	79
(5) 部活動指導	80
(6) 進路指導・キャリア教育	80
(7) 自殺予防教育	80

1 県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会

〇 調査報告書【概要版】

調 査 報 告 書 【概 要 版】

2020年7月22日

県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会

目 次

第1章	本委員会の設置と活動経過1頁
第1	本委員会設置までの経緯 (省略)
第2	本委員会の目的・構成・所掌事務 (省略)
第3	本委員会の活動1頁
1	開催経過1頁
2	聴き取り調査1頁
3	アンケート調査1頁
第2章	本件事案の事実経過1頁
第1	Aについて1頁
1	性格・人柄・成育歴1頁
2	家族関係1頁
3	小学校及び中学校におけるバレーボールへの取り組み
壮	院況並びに高校選択 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2	当該学校について (省略)
第3	高校入学後自死までの経緯等2頁
I	高校入学から2年生まで2頁
1	男子バレーボール部の状況2頁
2	1年次の状況2頁
3	2年次の状況3頁
Π	3年生になってから自死まで4頁
1	高総体前の状況4頁
(1	.)クラスでの様子
(2	2) 4月ころの様子4頁
(3	3) 5月から6月ころの様子4頁
2	高総体の状況
(1	.) 当日の様子
(2	2) 翌日以降の様子6頁
3	高総体後の状況6頁
(1) 練習の状況及びAの様子
	2) 体育祭での怪我とそのころの様子7頁
	, 3) 東北大会での様子 ·······7 頁
4	6月29日から7月1日の状況7頁
	7月2日から3日の状況8頁

	6		7	月3	日当日	及びそ	れ以降	峰の状況 かんしゅう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	况 ·					69 •	8	頁
第	4				の背景											
	Ι															
	1		X	顧問の	の経歴	等 …				•••••			******	(*C*)	8	頁
	2		X	顧問の	の性格	等 …			******					***	8	頁
	(1)	生徒次	からの	評価			•••••					••	8	頁
	(2)	教員7	からの	評価				• • • • • • •			•••••	••	9	頁
	3															

	(5														
	4												*******			
													•••••			
	(2)	X顧	間の言	動の検	計 …			• • • • • • •				1	1	頁
	5		X	顧問の	の部活	指導に	関わる	ガイ	ドラー	イン等	いつ	いての				
		認	調										•••••			
	Π												•••••			
	1												•••••			
	2		Α	の両籍	規及び	X顧問	の意向	i]	•••••	••••••		••••••		1	2	頁
	3					入学に										
	4		バ	レース	ボール								• • • • •			
第	5				交の対	. –							• • • • • • • • •			
	1															

	(4)	県教	委への	対応			. 00000	•••••		••••••		1	4	頁
	100		-		也 (
第																

	(1)	遺族~	への対	応 …								1	5	頁
	(2)	当該:	学校へ	心対応								1	5	首

(3) マスコミへの対応	16頁
(4) 議会における対応	16頁
第3章 本件自死と学校生活との関わりについての考察	
第1 自死に関する精神医学的知見等	
第2 本件自死に関する危険要因(因子)の検討	17頁
I 遺伝学的・生物学的因子、家族特性・児童期体験につ)
いて	17頁
Ⅱ 性格特性および精神障害について	17頁
Ⅲ 環境要因(地域、友人・仲間)について	
Ⅳ 環境要因(学校生活に関連する要因)について	17頁
1 身長が高いことに対する嫌忌の念と運動能力に対する	
劣等感	17頁
2 E大学に進学せざるを得ない状況に至ったことによる	5
絶望感	18頁
(1) 強豪校でバレーボールを続けることについての不多	え
と拒絶感	18頁
(2) バレーボール推薦によるE大学への進学についての)
同意と内定	18頁
(3) E大学に進学せざるを得ない状況に至ったことに J	Ľ.
る絶望感	18頁
3 「バレーボールをしていなければ自分には何もない」	
という認識と強豪校でバレーボールを中心とした生活を	
送ることへの拒絶感との相克	19頁
4 苦しみを分かち合えず理解してもらえないことによる	
孤立感と絶望感	19頁
5 絶望感及び孤立感の増大と希死念慮の増強	
(1) 3年生進級後のAの状況	
(2) 4月以降集中的かつ強まっていたX顧問の叱責及で	
暴言	20頁
(3) 高総体決勝敗北の責任は自分にあるという自責の急	
とX顧問の発言	20頁
(4) 支援を得ることができなかったことによる孤立感	
Ⅴ 「心理的視野狭窄」について	
第3 本件自死と学校生活との関わりについて	
第4 遺書について	22頁

第4章	当該学校の対応についての検証及び考察	2	23頁
第1	本件事案に至るまでの対応についての検証及び考察・		23頁
1	F高事案についての校長の認識と対応		23頁
2	部活動指導にかかわるガイドライン等についての校長		
0	の認識	******* 4	23頁
3	学校生活アンケートへの対応		23頁
4	自死の危険性についての学校(顧問、担任等)の認識		
Č	と対応	2	24頁
5	当該学校における情報共有の問題	2	24頁
第2	本件事案発生後の対応の妥当性についての考察	······ 2	24頁
1	全校生徒とその保護者への対応		
2	遺族への対応		
3	マスコミへの対応	2	25頁
4	県教委への対応	2	25頁
第5章	県教委の対応についての検証及び考察	2	25頁
第1	本件事案に至るまでの対応についての検証及び考察・	2	25頁
第2	本事案発生後の対応の妥当性についての考察	2	26頁
1	遺族への対応	2	26頁
2	当該学校への対応	2	86頁
(]	1) 学校調査への対応	2	26頁
(2	2) 校長への対応	2	26頁
3	マスコミへの対応	2	26頁
4	議会への対応	2	26頁
第6章	再発防止策の提言ー岩手モデルの策定ー	2	27頁
<方鈕	計1> 悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体		
	制の構築	2	27頁
1	子どもの自死に関する教職員の対話的な学び		27頁
2	生徒からの声を掬い上げ対応することができる体制の		
	構築	2	27頁
3	生徒への援助希求行動の啓発	2	28頁
<方針	計2> 生徒の主体性を育む指導体制の構築		
1	実際の事例の問題点を正確に把握し、共有するシステ		
	ムの構築	2	29頁

2	ボトムアップによるガイドライ	インの展開29頁
3	選択する力を育てる進路指導	30頁
4	生徒の主体性を育む条件整備	31頁
<方針	計3> 提言に基づく岩手モデル	レの発信32頁

第1章 本委員会の設置と活動経過

- 第1 本委員会設置までの経緯 略
- 第2 本委員会の目的・構成・所掌事務 略
- 第3 本委員会の活動
 - 1 開催経過

本委員会は、2019年1月6日から2020年7月22日までの間、全23回(延べ29日間)にわたり委員会を開催した。

2 聴き取り調査

延べ27日間(約76時間30分)にわたり、バレーボール部員、クラスメイト等当該学校の生徒(42名)、校長、顧問、教員等の学校関係者(15名)、県教委関係者(3名)、その他本件について情報を有していると思われる関係者(10名)、ご遺族(3名)、合計73名から聴き取り調査を行った。

3 アンケート調査

本件事案について広く情報を収集すると同時に、当該学校における学校 生活の実情を把握するため、2019(平成31)年2月21日付で、当該 学校の全校生徒に対して、アンケート用紙を送付して調査を実施した。

その結果、回答数は247件、全校生徒の29.58%の回答があった。 回答の内訳は、別紙1のとおりである。

第2章 本件事案の事実経過

第1 Aについて

1 性格・人柄・成育歴

Aは、極めてまじめであり、責任感が強く、完璧主義であり、自己中心的な態度をとらず、常に他者に配慮して、社会的道徳的に是とされる態度や周囲から期待される態度を社会的な場面で貫く人であった一方、まじめすぎて、あるべき姿や周囲から期待される行動をとれないことで自分を責めやすく、考えすぎて落ち込みやすい性格でもあった。

2 家族関係

家族関係については、相互の仲が良好であり特に問題は認められていない。

- 3 小学校及び中学校におけるバレーボールへの取り組み状況並びに高校選択
- (1) Aは小学校中学年時に地元のスポーツ少年団に入ったのがバレーボール との出会いである。高学年のとき、監督の言葉に傷ついて、バレーボール をやめたいと言ったことがあるが、バレーボールをやめることなく続けた。

(2) Aは、中学校に進学し、野球部に入りたいと周囲に話していたが、自分は運動神経が良いわけではないと認識していたこともあり、慣れているバレーボールを選んだ方が良いと判断したこと等により、バレーボール部に入部した。Aは、バレーボールにまじめに取り組み、技術も向上し、3年生時には全国都道府県対抗中学大会(JOC)の岩手県選抜の代表選手にも選ばれている。

Aは、県内の中学生の中でもひときわ長身であったが、友人に繰り返し、 身長があることは自分にとって良いことではないと発言していた。また、 当時の顧問からの厳しい言葉に、複数回、バレーボール部をやめたいと話 し、部活や学校を休んだこともあったが、卒業までバレーボールを続けた。

- (3) Aは、高校でバレーボールを続けるかどうか悩み、別の高校への進学を 希望していたが、周囲からの勧めや、バレーボール漬けの生活の中で受験 勉強が難しくなったこともあり、バレーボール推薦で入れる当該学校に入 学することとなった。
- 第2 当該学校について 略
- 第3 高校入学後自死までの経緯等
 - I 高校入学から2年生まで
 - 1 男子バレーボール部の状況
 - (1) 当該学校バレーボール部は、県下で名高い強豪校であり、平日に1日休みが設定されていたものの、部員はバレーボール中心の高校生活を送っていた。部員には、「レギュラークラス」の部員とそうではない部員とがいたが、そのことが部の雰囲気を悪くしていたという事実はうかがえず、まとまりがあり、強豪校ならではの活気があり、部活動は楽しかったと肯定的な評価をしている部員が多い。
 - (2) 部員たちによると、Aと同学年の部員は、部活内のみならずプライベートでも仲が良く、それは一貫して変わることはなかったとのことである。 下級生の部員との関係も良く、下級生はAの学年の部員を尊敬ないし慕っていた。
 - (3) Aは、身長はあるが筋力が追いついていない、若干不器用で技術がそこまで高いわけではない等の評価もされてはいるが、総合的には同学年の部員からも評価され、後輩からも憧れをもたれ、主力選手、中心選手の一人であったことは疑いがない。また、優しくて部内でも人気者であった。なお、試合中に決められなかったりして自信をなくすと、そのままずるずるミスを続けてしまったり、自分を責めたりすることがあった。
 - 2 1年次の状況

Aは、1年生から試合に出ており、高身長ということもあって、同学年の

部員達からも一目置かれていた。部員や保護者は、高校に入ってから技術も伸び、楽しそうに生き生きとバレーボールに取り組んでいたように見えたと述べている。ただ、部活内では高評価でも、A本人は自分自身のプレーに満足していないことも多く、思うようにできないと言って悔しがったり、上手くできずにX顧問に怒られ、泣いたりしたこともあった。

3 2年次の状況

(1) Aは、2年生時にもレギュラーであった。6月の高総体前に、先輩の言葉がきつすぎて耐えられないとして部活をやめたいと述べたことがあったが、X顧問が先方にそれを伝えてたしなめ、Aはその後すぐにチームに戻った。

秋ころから、Aは、X顧問に集中的に怒られたりすることがあり、バレーボールが辛い、自分だけ怒られるなどという悩みを時折漏らすようになった。冬ころ、Aは友人に、X顧問に怒られるのでもうバレーボールをやりたくない、X顧問に期待してもらっているから怒られるのだろうとは分かっているが、その期待に応えられない自分も嫌だし、怒られるのはつらい、と話している。

また、Aは友人に、しばしば「自分は背が高いだけで運動神経は決して良くない。周囲の期待に自分の実力は追いついていない」という思いを語っており、試合中に思うようなプレーができず自信を失うとミスを続けたり、自分を責めたりすることがあり、敗戦後に自分を責めて落ち込んでいる姿が複数の部員やクラスメイトによって目撃されている。

(2) 進路に関して

Aは2年生の時点で、すでにバレーボールの推薦によるE大学への進学の話が出ていたが、A本人は、バレーボールの強豪校であるE大学に進学してバレーボールを続けたくないという強い思いを抱いており、2年生の夏休みころには親しい部員に「E大学はきついと聞いているので行きたくない」と告げ、11月以降も、先輩が怖い、練習が厳しそう、大学ではもうバレーボールはしたくない、公務員になって普通の生活がしたいなどと友人達に話し、その後も継続的にE大学に進学してバレーボールを続けることについての不安や悩みを口にしていた。

しかし、2年生時の2月2日、AはE大学バレーボール部の監督に会い、Aのバレーボール推薦によるE大学進学が内定した。

Aは、それ以降も、同学年の部員に対して幾度も「E大学に行くのが怖い」「E大に行ってもやっていける気がしない」「バレーボールでやっていける気がしない」等と告げている。

なお、X顧問は、そうした不安や悩みをまったく聞いていなかった。

- (3) 12月に、Aは友人にLINEで「手首を切ったことがある」「人には言わないで」と伝えたことがあり、友人が理由を聞いたところ、「自分はいる意味あるのかな」と回答している。また、2年生時の終盤には、「俺死んじゃえばいい」「いなくなればいい」等をLINEで他の友人に伝えたこともあった。
- (4) Aは、2月には、ある全国選抜の1次選考のための1次合宿に参加した。そして、3月に行われた2次選考のための合宿にも参加したが、12名が選抜される全国選抜には選出されなかった。
- Ⅱ 3年生になってから自死まで
- 1 高総体前の状況
- (1) クラスでの様子

クラス全体の雰囲気も仲も良く、Aはクラス内での人気者であり、周囲 に常に人が集まり、中心的人物であった。

(2) 4月ころの様子

Aは最上級生になり、徐々にX顧問による指導がより厳しくなっていった。Aは口数が少なくなり、言動も否定的なものになったと述べる友人や知人が複数いる。また、他の部員に対して、E大学に進学してもついていけるのか、将来やりたいと考えていることをE大学でできるのかといった不安を述べ、学校も部活も嫌だと述べることもあった。このころ、Aの手首から肘の方に向けてひっかいたような大きめの傷や、手の甲にかさぶたのような大きな傷があったのを見たという者がいる。

(3) 5月から6月ころの様子

5月に入り、複数の部員は、それまでよりAがX顧問から集中的に怒られるようになったと感じていた。X顧問の口調もかなり激しいものだったという。Aがプレーでミスしたときなどに、しばしば「お前はバカか」「アホか」という言葉を発するほか、「バレーやめたら」「もうバレーするな」「ほかで経験したのにどうしてお前はできないんだ」「代表に選ばれているのにどうしてできないんだ」「お前の代わりなんていっぱいいるから、レギュラーじゃなくてもいいんだよ」などといった言葉をかけることもあり、また、X顧問が怒りながら投げつけたり打ちつけたりしたボールがAの顔面等に当たるのを目撃した部員もいる。Aは、連続して叱責されると、プレー中でも声が出せなくなり、下を向いてプレーして、点数をとってもあまり嬉しそうな様子を見せず、長時間口をきかなくなることもあったという。

また、Aは、「E大学のバレーボール部は練習も上下関係も厳しいと聞

いているので行きたくない」「行ってもやっていける気がしない」「自分なりのプレーができるか不安だ」「大学に行ってもバレーボールはしたくない」「E大学に行くのが怖い」など、友人らに不安や恐怖を訴えていた。また、進路が決まっていない生徒に対して、「いいな。自分で進路を決めることができてうらやましい」「俺はもう道が決まっているからな」「バレーを続けたくないけど、俺はやらなきゃいけない運命だから」「俺は別の大学に行きたいけど、バレーボールでE大学に行かなければならない」などの発言もしていた。

5月上旬ころ、X顧問はAの左腕の内側にあざのような傷があるのを発見した。Aは傷をテーピングで隠していたが、本人に確認したところ、「何でもないです、大丈夫です」と言っていたという。

友人によると、Aは、5月ころから言動がネガティブになり、だんだん 暗くなり、梅干しの種に毒がある、紫陽花の葉に毒がある、衣料の防腐剤 にも毒があるなどの話や、事故といった死に関する話題が増えていき、 徐々に暗さが増す方向になっていったとのことである。

ある部員は、5月末ころ、Aから「X顧問に叱られるのが嫌だ、辛い」という言葉を聞いている。また、Aが自殺サイトを見ているというのを聞いて、引きずられるからやめろと忠告したという。5月から6月ころ、AがX顧問に怒られた後、体育館内のトイレで「もう嫌だ」「使えないなら使うな、なんで使ってるんだよ」等と言いながらトイレットペーパーを潰して投げつけているのを目撃した者もいる。

なお、このころ、Aの手の甲に、傷跡があったことを複数の部員が目撃している。また、Aの家族も左右両方の手の甲に、傷跡が2カ所あるのを発見し、自傷行為を疑ってわざとやっているのかと質問したところ、Aは「かゆくてかきむしった」と答えたという。

2 高総体の状況

(1) 当日の様子

6月3日、高総体の県予選決勝で当該学校は敗退した。この敗退は部員達にとって大きなショックだった。セッターとミドルのAの調子が良くなかったというのが、学年を問わず複数の部員が共通して持った感想だった。Aは、敗退は自分のせいであるととても自分を責めており、敗戦直後に部員に「俺のせいだ、ごめん」と謝罪し、友人やクラスメイトにも「自分のせいで負けた」という趣旨の発言をし、SNSにも「役に立てなかった。応援してくれた人に申し訳ない」などと投稿した。

なお、X顧問は、試合直後のミーティングでは「敗退は自分の責任である」と述べていた。

(2) 翌日以降の様子

翌日の4日、部員達は学年ごとのミーティングで敗因の分析等を行い、 セッターとミドルであるAの連携が良くなかった、という指摘が出され た。そのミーティングの結果はX顧問も同意していた。

3 高総体後の状況

(1)練習の状況及びAの様子

高総体後、試験期間が終わった6月11日の練習再開日、練習の雰囲気に今ひとつ締まりが無かったこと等から、練習の最後にX顧問が怒り、セッターとミドルのAを指して「お前らのせいで負けたことを分かっているのか」ないし「セッターとミドルのせいで負けた」という、2人に敗戦の責任があるとする趣旨の発言をした。耳にした部員達の中には「言い過ぎだ」「そこまで言うことはないのに」と思った者もいた。X顧問のこのような発言はその時1回限りではなく、その後も行われていたようである。

高総体後の練習において、Aに対するX顧問の指導が厳しくなったと感じていた部員は多い。「それでもJOCか」「脳みそ入ってんのか」ないし「脳みそに入ってんのか」「背は一番でかいのにプレーは一番下手だな」「そんなんだからいつまでも小学生だ、幼稚園児だ」「3年生になってそんなこともできないのか」「使えない」といった発言を行っていた。Aが厳しく言われて落ち込み、部員も声をかけることができず孤立するように見えたりする場面もあった。Aは、高総体後にX顧問の指導が厳しくなったことで「バレー最近嫌だな」などと言っていた。また、「怒られると考え込んでしまう」「死んだら楽になるかな」「自殺方法を調べてる」などの発言をしたこともある。数名の部員は、Aは、6月中旬ころから練習後一人でいることが多くなったと述べている。

6月には、多くの部員やクラスメイトが自傷行為を疑わせる傷があるの を確認している。

6月12日、学校生活アンケートが実施され、この中の「本校はいじめ等を受ける危険性の有無という点で、あなたにとって安全な場所ですか」という設問に、Aは「安全でない場所がある」と回答した。しかし、この回答はY担任も校長も認識しておらず、学校が何らかの対応をした形跡もない。

高総体後、Aは元気がなかったように見えたと言う証言は多いが、考え 込むタイプで試合後に落ち込むことはこれまでもあることだったことか ら、特別に危険視していたという声はない。しかし、Aは友人とのLIN Eでは、幾度も死について言及したり、大学の4年間は牢獄だ、身長なん ていらない、バレーボールが苦しい、という趣旨のことを告げたりしている。

(2) 体育祭での怪我とそのころの様子

6月19日の体育祭の際、Aの手の甲と腕に傷があったのを複数のクラスメイトが目撃している。

このころ、教室で、授業中も休み時間中もずっと窓の方を見て誰とも話さないことがあり、体育祭の時も本人は全く笑顔を見せていなかったという。また自死関連サイトや自死のイラストなどをSNSに投稿するなどといった行動もあり、毒物についての話を親しい友人に繰り返したりもしていた。

友人とのLINEには、死にたいほどの心の苦しみや痛み、身長などい ちないから運動神経が欲しい、助けて欲しい等の趣旨の訴えが記されてい る。

(3) 東北大会での様子

6月22日からの東北大会において、Aは酷い捻挫であったが、自ら大会に出場し、チームは3位になった。なお、その際、Aは、学外のバレーボール指導者に、大学には不安はあるが大学に行っても頑張りたいと述べていたという。

大会後、Aは、練習終了後の自主練に参加しないで帰ったり、部員に対して「自分がミスして、一人でいると死ぬことしか考えられない」と告げたこともあった。また、東北大会の前ころから、Aが廊下の窓から身を乗り出したり、手すりに寄りかかって窓枠に足をかけていたり、ベランダで手すりから乗り出したりしている姿が多くのクラスメイトによって目撃されており、6月26日ころには、ベランダで会話中に「じゃあ」と言って飛び降りる真似をしている。

4 6月29日から7月1日の状況

天皇杯直前の6月29日(金曜日)の練習において、AはX顧問に「お前はそれでも3年生か」「だから負けるんだよ」「部活やめろって言ってるんだ」など、かなり強く怒られている。語調はかなり厳しく、しかも繰り返し言われ、Aは声を出せなくなって下を向いてしまい、さらに練習終了後にも誰にも話かけず周囲から孤立しているように見える状況だったという。Aが「もうやってられねえ」と述べるのを聞いた者もいる。

6月30日及び7月1日の天皇杯予選の際、Aは、後輩に、「今日は試合に出たくない、代わりに出てくれ」という趣旨の話をしているが、プレー中には特に変わったことはなかった。この大会中、Aは、後輩に、E大学の練

習や寮生活に不安を持っているような話をしたことから、後輩が、練習ついていくのは大丈夫かと尋ねたところ、Aは、「俺、首つりしたい。首つって死ぬかもしれない」という発言をしている。また、この大会中、Aがリベロと交代をした際、X顧問にアドバイスをもらいに行ったが全く答えてもらえなかった場面が目撃されている。さらに、Aがベンチ等でも他の同級生達と少し離れたところに1人でいる姿も目撃されている。

また、Aは、このころ、自死を想起させるような絵をSNSに投稿し、友人とのLINEにも、死にたいという趣旨の言葉を記している。

5 7月2日から3日の状況

7月2日の朝、Aは友人に事故に遭いたいという趣旨の話をしていた。この日は学外でのトレーニングの日であり、練習の際に「今までありがとう」と声をかけられた者がいるものの、家族も関係者も、この日に特別な兆候はなく、普通の様子であったと述べている。

6 7月3日当日及びそれ以降の状況

7月3日朝6時ころ、母親がAの自死を発見し、警察及び学校に連絡した。 数日後、遺書が発見された。遺族は、7月10日に「遺書が見つかった」 と学校に連絡した。

第4 本事案の背景

- I X顧問の指導等について
- 1 X顧問の経歴等

X顧問は、F高校に勤務していた際、あるバレーボール部員(以下「D」という)に暴言及び暴行を行ったとして、民事訴訟を提起されている。X顧問は、暴言等の一部を認めたものの、暴力は否定していた。一審判決は、X顧問が1時間にわたって叱責し鍵を壁に投げつけ机を強打した行為について、指導として社会的相当性を欠き違法行為に当たるとして岩手県に対して20万円の支払いを命じる一方、DがPTSDを発症していたとは認められず、不登校との因果関係も認められないとした。なお、本件事案発生後、X顧問の平手打ちの事実や「お前は駄馬だ」「駄馬がサラブレットに勝てるわけねえんだ」等の発言を認定して岩手県に40万円の支払いを命じた控訴審判決が確定したことから、県教委は、2019(平成31)年3月20日、X顧問に対し、減給1月の懲戒処分を行った。

2 X顧問の性格等

(1) 生徒からの評価

X顧問は、多数の部員や生徒から、親しみやすく、偉そうにするところがなく、接しやすく、部員との距離も近く、仲も良かったと評価されてい

る。他方、少数ながら、感情が表に出やすいタイプで気分によって態度を 変えるところがあった等述べる部員もいる。

(2) 教員からの評価

当該学校の教員からは、おおらかな部分もあるが勤勉でまじめな性格、 自分に厳しい人、明るく生徒とも冗談を言って笑っていた、てきぱきとは っきりと行動するタイプ、社交的で教職員ともとても仲が良かったなどと 評価されている。

3 X顧問が実際に行っていた指導

(1) X顧問の指導全般について

ア 当該学校バレーボール部では、主将を中心に部員が自ら考えた練習も かなり取り入れられていた。

X顧問の指導については、他の教員や多くの部員から、情熱・熱意をもって真剣に取り組んでいたと評価されており、X顧問の指導を高く評価する部員からは顧問として復帰してほしいと願う声も出された。また、X顧問は、生活面についても指導してくれた、大学進学についても部員の意思を尊重しながら助言やサポートをし、熱心に取り組んでくれたとの評価もなされている。

イ 他方で、部員を差別的に取り扱っていた、自分の怒りをぶつけていた 等評する部員もいる。

(2) X顧問の指導における言動

ア X顧問が、部員を指導する際、大きな声を発したり、声を荒げたり、 怒鳴ったり、怒るような言い方をすることがあったことは、ほとんどの 部員が認めている。部員によると、その際、「中学ではそんな文化でや ってきたのか」「おまえはそれだけうまい選手じゃないんだから、もっ と基本的なものとかを見直してプレーしろ」「バレーやめたら」などの 言葉や、そうした言葉とともにしばしば「バカ」「アホ」「てめえ」と いう言葉も使われることがあった。

イ X顧問のこうした言動に対する受け止め方は、部員によって異なり、 指導の一環であって暴言ではない、自分たちが強くなるための愛の鞭で ある、選手を奮い立たせチームの士気を高めるために必要なものである と感じていた者がいる一方、自分の怒りをぶつけているだけだ、差別的 だと感じていた者もいた。

(3) Aに対するX顧問の言動

多くの部員は、X顧問のAに対する叱責や厳しい言動は、2年生時の秋 ころから厳しくなったと感じており、3年生に進級した4月ころから次第 に強まり、高総体が終わった6月ころからは一層強まったと述べている。

(4) X顧問による体罰の有無について

X顧問は、レシーブの練習において、選手の顔面や体に向けてボールを投げたり打ちつけたりすることがあったが、レシーブ練習の一環であって意図的にぶつけているわけではないと説明している。

試合で相手のスパイクが顔面付近を襲うことはありうることであり、それに対応するための練習が必要なことは理解でき、X顧問が故意にボールをぶつけたと断じることは困難である。しかし、X顧問が怒りながらボールを打ちつけたりするのを見て、故意にぶつけたと感じた部員も少なくないことからすると、Aにおいても、故意にボールをぶつけられたと感じていた可能性を否定することはできない。

(5) X顧問による無視について

X顧問は、部員がアドバイスを求めに行っても、目を合わせず、言葉もかけず、あるいは手を振る動作によって来ないでいいことを示すことがあり、Aに対しても同様の態度をとることがあった。

X顧問は、同じ注意をする必要はない場合に来なくていいというシグナルを出すことはあると述べている。しかし、X顧問の真意や意図はともかく、こうした態度に接した部員らは「無視された」「流された」と感じていたのであるから、Aにおいても、「無視された」と感じた可能性を否定することはできない。

4 X顧問の指導における言動の客観的評価

(1) 評価にあたっての視点及び基準

生徒は未成熟な段階にあり、また、部活動は学校教育の一環として、豊かな人間性、創造性、健やかな身体を養い、個性の確立に努めることを目標としていることからすると、部活動の指導といえども、いたずらに生徒を威圧・威嚇する言動、独善的に執拗かつ過度に負荷を与える言動、身体や容姿に関する言動、生徒の人間性や人格を否定したり貶めたりする言動、自尊感情を奪うような言動、希望や意欲を失わせるような言動は、不適切であり許されるものではないといわなければならない。なお、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」(以下「文科省ガイドライン」という)や日本バレーボール協会の「指導における倫理ガイドライン」(以下「協会ガイドライン」という)も同様の指摘をしているところである。

(2) X顧問の言動の検討

前述したX顧問のAに対する各発言は、いたずらに威圧、威嚇する発言、 人格を否定し、意欲や自信、自尊感情を奪う発言であるといわなければな らない。

なかでも、「ミドルとセッターのせいで負けた」との趣旨の発言については、敗因を指摘し今後の練習課題を明らかにするものではなく、負けた責任をAやセッターに押し付ける発言と評せざるを得ず、自信を喪失させ、自尊感情を奪い、人格を否定する発言であるとともに、独善的かつ過度に精神的負荷を与える発言であると言わなければならない。

以上からすると、X顧問の上記各発言は、いずれも、指導の手段として 社会的相当性を欠き、または指導としての域を超えるものであり、教員と しての裁量を逸脱したものであったといわなければならない。

5 X顧問の部活指導に関わるガイドライン等についての認識

X顧問は、「文科省ガイドライン」、「協会ガイドライン」、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)、日本体育協会等による「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」のいずれについても、内容の詳細は覚えていないとしている。

また、X顧問は、F高校事案の法廷での尋問において、「現在では、考えを改め、平手でたたくという行為は許されないものと認識しています」と証言する一方で、「(部員に対して平手や両手でたたいた行為というのは)体罰だったかもしれませんが、暴力だったとは思いません」と証言していた。本委員会において上記認識について改めて確認したところ、X顧問は、現在は、どういう理由であれ有形力を使うということは絶対だめだという認識であると述べながらも、「相手を傷つけようと思って叩くのが暴力であり、相手を傷つけるつもりではなくて叩くのは暴力ではない」という認識には変わりがないと述べた。

以上述べたように、X顧問は「相手を傷つけようと思って叩くことはしてはいけない」という認識を有しているのみで、上記の各種ガイドライン等について、いずれもその内容を理解しておらず、指導に生かすことも行っていない。

Ⅱ E大学推薦入学決定の経緯等について

1 E大学推薦入学決定の経緯

AのE大学進学の話がどのように進められてきたのかについては必ずし も明らかではない。

2年生時の7月の三者面談の際、Aの母親は、Y担任に対して、AはE大

学への推薦をもらえることになったのでそのような形で進むことになると伝え、Y担任がX顧問に確認したところ、AはバレーボールでE大学に入学できる見込みであり今後本人の希望する学部の話を進めていくことになるとの説明を受けた。

8月中旬、X顧問は、Aの母親に、大学推薦は大丈夫であると伝え、9月中旬には、進学先もE大学で決まっている旨告げるとともに、E大学はしっかり者が行くところというAの固定観念をぶっ壊してほしいと伝えている。

その後、E大学からX顧問に対し、AをE大学に入学させたいとの連絡があり、X顧問はその旨及び個人的にはE大学に進学してほしいと希望している旨をAの母親に伝えたところ、母親は非常にありがたい話ではあるがAはまだ進学先にピンと来ていないようであり、よく分からないのだと思うと回答している。

その後、X顧問は、今後の進路についてAの考えを聞いたところ、Aは、なれるのであればプレミアリーグの選手になりたいと思っていると回答した。X顧問は、そうであれば、なおさら現時点で日本一のE大学でバレーボールをするべきだと思うし、レベルの高い環境に身を置いて挑戦してほしいと思うと述べ、どうするか尋ねたところ、Aは「E大学でお願いします」と回答した。そこで、X顧問は、Aの母親にAとの話し合いの結果を伝えるとともに両親の意向を尋ねたところ、Aの母親は、親としてはお願いしたい旨の回答をした。

そして、母親が帰宅したAに確認したところ、E大学に決めたと述べたため、Aの母親はX顧問にその旨連絡した。

2018年1月に、E大学からX顧問に対し挨拶に伺いたいとの連絡があり、その後、AとAの母親は、E大学バレーボール部の監督に会い、その席にはX顧問も同席した。その際、監督から、E大学の説明やバレーボール部の状況についての説明とともに、E大学に入学するからにはとりあえずはプロを目指して欲しい、という話もなされた。

2 Aの両親及びX顧問の意向

1で述べた事実に照らすと、Aの母親もX顧問も、Aが推薦によりE大学に入学することを希望していたものと認められる。

- 3 スポーツ推薦入学における顧問の役割 略
- 4 バレーボール推薦によるE大学進学に対するAの思い

Aは、前述の通り、友人らに、E大学に入学してバレーボールを続けることへの不安や恐怖を繰り返し訴えるとともに、E大学に進学することについてもバレーボールを続けることについても強い拒絶感を継続的に示してい

た。

しかしAは、自分の真意を家族にも話しておらず、X顧問やY担任等の教員にも進路についての不安を話したり相談したりすることもなかった。

第5 当該学校の対応

1 本件事案発生までの状況及び背景

本件事案発生前、複数の生徒及びX顧問は自傷が疑われるAの傷に気づいていたが、学校としてこの事実についての認識を共有することはなかった。また、Aが、E大学進学について悩みを抱え、自死をほのめかす言動を行い、窓などから飛び降りるような動作をしていたことについても、複数の生徒は認識していたが、教職員は認識していなかった。

Aは、3年生時の6月12日に実施された学校生活アンケートで「安全でない場所がある」と回答していたが、学校としてその事実を認識したり 共有したりすることはなかった。

さらに、X顧問のF高校事案にかかる訴訟において明らかになった情報 についても、校長及び教職員は正確な認識を有していなかった。

2 本件事案への対応

(1) 全校生徒とその保護者への対応

2018年7月3日、自死を発見したAの母親から電話があり、学校は事案を認知し、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(以下「文科省手引き」という)に準拠した危機対応体勢を取ることを確認した。そして、県教委生徒指導課長への通知、男子バレーボール部員へのA死亡の事実の伝達を行い、その後、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(以下「背景調査指針」という)に基づき、全教職員や男子バレーボール部員からの聴取などの初期調査に着手した。

7月4日に臨時保護者説明会を開催した。また、7月13日には、Aの両親の要請に基づき、男子バレーボール部員を対象に書面によるアンケートを実施した。

バレーボール部の父母会が7月8日と9月1日に開催され、今後のバレーボール部の活動のあり方等が協議された。父母会は、10月9日にX顧問の指導再開の要望書を学校に提出した。

(2) 遺族への対応

7月3日、校長・Y担任・X顧問が弔問し、遺族から、報道機関によって広められたくない等の要望が出され、校長は、遺族の心情に寄り添うつもりであること等を伝えた。その後も随時弔問や報告等を行った。

7月12日、校長と副校長が訪問し、関係者からの聴取内容を報告し、いじめの事実は見あたらないこと、生徒からの聴取はこれで一区切りとす

ること、聴取内容を県教委に報告することなどを伝えた。この日、両親からは、X顧問の指導に問題があったのではないか、前任校でも事件を起こしているのではないかという指摘がなされ、県教委等第三者が介入して欲しいという希望や、遺書をX顧問にも見せて欲しいという要望が出された。校長は、遺書を見せることを了承するとともに、前任校での件は刑事事件化していない、X顧問の言動を隠蔽する気は全くなく、県教委とも相談しながら指導していくと答えた。

翌13日、校長が訪問し、X顧問に遺書を読ませたこと、男子バレーボール部員に再度書面アンケートを行うこと等を伝えた。

7月18日、校長と副校長が訪問し、13日の書面アンケートの結果、試合中交代時に何も声をかけないことがあった、練習中に怒鳴る、「バカ、アホ、頭悪い、それでもJOCか」などの言葉があった、高総体後に「ミドルとセッターのせいで負けた」と発言した、などの事実が出てきたことを報告し、X顧問の暴言というべき不適切な発言や調査が不十分であったことを謝罪した。また、校長として指導が至らず申し訳ないとも述べ、X顧問にバレーボール部の活動を自粛させていること、今後も控えさせることなどを述べた。さらに、校長として責任を感じているとして謝罪し、今後は本人を厳しく指導し、県教委とも情報を共有する、と述べた。

8月9日、校長及び副校長が、遺族宅を訪問した。遺族からF高校事案に関しX顧問は指導者として問題があるのではないかと指摘されたが、校長は、刑事事件は不起訴になっていること、民事訴訟でも新たな事実は出てきておらず、不登校やPTSDとの因果関係も認められていないことなどを述べた。また、遺族から、X顧問が個人的な責任追及をしたと指摘され、校長は「個人的な責任追及をしたとは聞いていない」と回答し、さらに、遺書を読んだが、誰か1人によって死を決意したとは思えない、などと述べた。

(3) マスコミへの対応

9月6日、岩手日報朝刊に、校長の言葉として「プレーへの厳しい指導はあったが、体罰や本人を追い込むような行き過ぎた言動はなかった。10年前の事件以降、十分に配慮して指導に当たっていた」との記事が掲載された。マスコミ各社が取材に訪れたが、校長は、上記記事内容と同様の説明を行うと共に、7月12日と7月18日に遺族に対しても行き過ぎた言動は見あたらなかった旨伝えた、との説明を行った。

(4) 県教委への対応

学校から県教委へは、事件発生当日に第一報をし、同日に指導主事が学校を訪問した。その後の緊急対応は、学校と県教委が協働して行った。

7月24日付で、校長から教育長宛に学校事故報告書が提出されたが、 既に学校が行ったアンケートにより顧問の不適切な言動が確認されてい たにもかかわらず、その事実は記載されていない。

(5) その他 略

第6 県教委の対応

1 本件事案発生までの状況及び背景

X顧問のF高校事案に関し、訴訟の過程で、X顧問が暴言を認めたり、生徒が体罰を認める発言をしたため、Dの両親は県教委に再調査を複数回求めていたが、県教育長は「事実関係は裁判の過程で明らかにされるもの」として、調査を行うことはなかった。なお、教育長は、X顧問は「パチンと手を挙げた」がそれは「気合いを入れる」ためのものと認識していた。また、F高校事案と本件事案を関連付けて対応することもなかった。

人事課長は、F高校事案と本件事案の関連性に関して、X顧問が、桜宮高校の事案以降体罰の問題を認識し、言葉遣いについても注意していると述べていたこと等から、両者の性質は異なると認識していた。

2 本件事案への対応

(1) 遺族への対応

県教委の関係者は、7月13日に遺族宅を訪問した。遺族からは「顧問のパワハラ、行きすぎた言動があったのではないか」との疑念が示され、 県としても調査を行うことを約束した。21日、再び遺族宅を訪問し、県 の調査方法の概要を説明して遺族の了解を得た。

その後7月25日から8月3日にかけて部員等の関係者53名の聴き取り調査が実施された。その調査において、X顧問の「バカ」「アホ」「それでもJOCか」「背は一番高いのにプレーは一番下手だな」など、具体的な発言内容がいくつか出てきた。県教委は、8月25日にその報告を遺族に行った。報告書を読んだ遺族から、暴行罪や言葉の暴力についての指摘がされ、県教委は、「体罰は認められない、100点満点の指導ではないので改善が必要なことに対しては指導していく」と回答した。

遺族は第三者委員会の設置を希望し、第三者委員会設置要綱は、10月 31日の県教委臨時会において議決され、2019年1月6日に第1回第 三者委員会が開催された。

(2) 当該学校への対応

ア 学校への対応

県教委は、7月3日、校長からの生徒指導課長宛電話報告にて事件を

把握し、その日のうちに生徒指導担当指導主事2名及びスクールカウンセラー2名の派遣支援を実施した。また、「背景調査指針」に基づき、学校を調査主体として基本調査を実施した。さらに、生徒指導担当が、その日の対応と今後の対応に係る確認と依頼を行い、翌日の保護者説明会は、生徒及び保護者の不安解消並びに二次的被害防止のため、生徒の心のケアに努めることを目的として行うことを確認した。

7月10日以降、学校と遺族の面談状況について学校から随時報告を受けた。7月13日及び20日には、学校が行った調査の報告書を受理し、7月24日には学校事故報告書も受理している。

イ 校長への対応

校長が、9月6日のマスコミ対応のなかで「いき過ぎた言動は見当た らなかった」というコメントを出したことについて、10月1日、発言 には慎重を期するようにという趣旨の指導を行った。

(3) マスコミへの対応

2018年9月6日、県教委は記者会見を行ったが、具体的な調査結果 や評価については言及していない。その後も、マスコミに対して、県教委 の調査結果を公表したことはない。

9月19日、教育長は、定例会見で、「体罰はなかった。強い口調による指導があったがさまざまな受けとめ方があって、力を伸ばそうという観点から行われていると聞いている」と述べた。

(4) 議会における対応

10月10日の決算特別委員会において、委員から、F高校事案の後に顧問を継続させたことの問題が指摘され、教育長は、F高校事案において県の主張が概ね認められていること、詳細については第三者委員会に委ねることを答弁した。教育長は、さらに、「実際の行動と、心に抱えている部分がいわばギャップを生じていたということが大きな要因ではないか、我々の受け止め方はそうなんですけど」と述べた。

第3章 本件自死と学校生活との関わりについての考察

第1 自死に関する精神医学的知見等

ア 児童青年精神医学の世界的なテキストとされているマイケル・ラター等による『新版児童青年精神医学』によると、児童・青年における自殺のリスク要因(危険因子)として、①遺伝的・生物学的要因(自殺の家族歴、精神障害の有病率等)、②社会的・人口統計学的要因(年齢、性別、人種、社会経済的状態)、③家族特性・子ども時代の経験(両親の精神病理、養育、虐待、家族の機能不全)、④子どものパーソナリティ性格特性・認知

様式、⑤環境要因、⑥精神的不健康(精神障害等)が挙げられている。

- イ WHOの「自殺を予防する-世界の優先課題」によると、自殺の主要な 危険因子を、①保健医療システム的危険因子、②社会的危険因子、③地域 的危険因子、④人間関係的危険因子(孤立感及び社会的支援の不足、人間 関係の葛藤・喪失等)、⑤個人的危険因子(絶望、精神障害、自殺の家族 歴、遺伝学的及び生物学的因子、過去の自殺企図、失業もしくは経済的損 失等)の5つの領域にグループ分けしている。
- ウ 文部科学省の「教師が知っておきたい自殺予防」においては、自殺に追い詰められた子どもに共通する心理として、①「ひどい孤立感」、②「無価値感」、③「強い怒り」、④「苦しみが永遠に続くという思い込み」、⑤「心理的視野狭窄」が指摘されている。

以下、上記精神医学的知見等に基づき、本件自死に関係する危険因子(要因)の検討を通じて、Aの自死の原因及び自死と学校生活の関わりについて考察する。

- 第2 本件自死に関する危険要因(因子)の検討
 - I 遺伝学的・生物学的因子、家族特性・児童期体験について

Aの家族には自死した者はおらず、精神疾患のある者も認められない。また、家族関係は良好であり、Aは愛情をもって育てられてきており、不適切な養育が行なわれたとは認められない。

Ⅱ 性格特性および精神障害について

Aの性格は、臨床において「うつ病の病前性格」として指摘されている性格と一致しているように思われる。しかし、Aの上記性格は周囲の人々からはたいへん優れた性格として一貫して肯定的な高い評価を受けてきており、また、かかる性格により学校生活、社会生活、家庭生活等で支障が生じていたと認めることもできない。したがって、Aの上記性格は個性の多様さとして通常想定される範囲内のものであったというべきである。

なお、Aが、自死の危険因子とされる不安障害、統合失調症、依存症、パーソナリティ障害等の精神障害を有していたと認めることはできない。

Ⅲ 環境要因(地域、友人・仲間)について

本件事案において、環境要因として検討する必要があるのは、地域、友人・仲間、そして学校生活に関連する要因であると考えられる。

この点、地域的要因が自死に関与した可能性は認められない。また、バレーボール部員やクラスメイト、友人との関係は良好であり、友人や仲間との関係が自死に関与した可能性も認められない。

- IV 環境要因(学校生活に関連する要因)について
- 1 身長が高いことに対する嫌忌の念と運動能力に対する劣等感

Aは、「自分は背が高いだけで運動能力は高くない」という思いを一貫して抱き続けていた。身長が高いことについては、嫌忌ともいえる感情さえ抱いていたと考えられる。

そして、この「背が高いだけで運動能力は高くない」という劣等感(自己評価の低さ)は、以下に述べるように、バレーボールの強豪校でやっていけるはずはなく、期待に応えることなどできるはずはないという思いを生じさせ、この思いはさらに強豪校に進学することへの強い拒絶感を生じさせることになった。そして、この拒絶感は、後述の「バレーボールをしていなければ自分には何もない」という認識との間に深刻な相克を生み出し、さらには、周囲の人たちとの認識のズレを自覚することによって、周囲から分断されているという感覚をも生じさせることになった。

- 2 E大学に進学せざるを得ない状況に至ったことによる絶望感
- (1) 強豪校でバレーボールを続けることについての不安と拒絶感

Aには、2年生の早い時期からバレーボール推薦によるE大学進学の話が出されており、Aの母もX顧問もE大学への進学を希望していた。しかし、Aは、同大学に進学してバレーボールを続けることについての不安や悩みを語るとともに、進学したくないという思いを語っていた。こうした思いの根底に、強豪大学の部活動における練習の厳しさや先輩への恐怖感とともに、「背が高いだけで運動能力の高くない自分が強豪校のチームでやっていけるはずがなく、期待に応えることなどできるはずがない」という思いが存在していたことは疑いない。

- (2) バレーボール推薦によるE大学への進学についての同意と内定 それにもかかわらず、Aは2年生時の11月にX顧問から希望進学先を 尋ねられて「E大学でお願いします」と回答し、翌年2月には、同大学バ レーボール部の監督に会い同大学進学が内定している。
- (3) E大学に進学せざるを得ない状況に至ったことによる絶望感 しかし、Aは、その後も、同大学に進学してバレーボールを中心とした 生活を送ることへの強い不安や恐怖、拒絶感を訴え続けていた。

また、Aは、同年12月ころ、友人に「手首を切ったことがある」と打ち明け、2年生の終わりころには、LINEに「俺死んじゃえばいい」「いなくなればいい」などと記載している。

このように、Aは、E大学に進学が内定した後も、バレーボール部でやっていけるはずはなく、期待に応えることなどできるはずはない、進学したくないとの拒絶感を増大させるとともに、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことに絶望感を抱き、死をも思い浮かべるようになっていたと考えられる。

なお、Aは、ある全国選抜において1次選考に合格したものの最終メンバーの12名には選出されなかった。このことが、自身の運動能力に対する劣等感やE大学でやっていけるはずはないという思いを増大させた可能性も否定できない。

3 「バレーボールをしていなければ自分には何もない」という認識と強豪校 でバレーボールを中心とした生活を送ることへの拒絶感との相克

Aは、上述のとおり、E大学に進学することについて強い拒絶感を抱いていた。しかし、他方で、Aは、「バレーボールをしていなければ自分には何もない」という認識も有していた。

そして、この双方の感情は、Aに、進むことも退くこともできない深刻な相克を生み出すことになったと考えられ、この相克も、将来への希望や生きる意味を見失わせ絶望感を抱かせる要因となったと思われる。

4 苦しみを分かち合えず理解してもらえないことによる孤立感と絶望感前記WHOの「自殺を予防する一世界の優先課題」によると、孤立感は、社会圏(パートナー、家族、仲間、友人そして重要な他者にあたる人々)から分断された感覚を持つときに起き、心理的ストレスを親しい人と分かち合えないときに生じることが多く、しばしば抑うつや孤独感、絶望感を伴うとされている。

Aは、周囲の人たちは自分の認識や思いとは異なり、背が高いことは恵まれた資質、才能であり、こうした資質、才能を生かすためにも強豪校である E大学に進学すべきであるとの認識や考えを持っていると感じており、こう した周囲の期待や評価に応えなければならないとの思いを抱いていた。

このように、Aは周囲の人たちと高身長であることについても進路についても認識の違いやずれが存在していると感じており、このことが周囲と分断されているという感覚を生じさせ、周囲の人たちには自分の苦しみを分かってはもらえない、分かち合うことはできないという思いを生み、孤立感や絶望感をもたらすことになったと考えられる。

なお、Aは、E大学進学についての不安、恐怖、拒絶感について、友人らには伝えているものの、両親やX顧問等の教員には伝えておらず、相談もしていない。これは、失望させることを恐れ、他者が求め期待する姿であろうとするAの性格によるだけでなく、自分の苦しみを分かってはもらえるはずはなく、分かち合うこともできないという強い思いによるものであった可能性も否定できない。

- 5 絶望感及び孤立感の増大と希死念慮の増強
- (1) 3年生進級後のAの状況

3年生進級後のAの状況は、前述の通りであり、E大学に進学せざるを

得ないことについての不安、恐怖、そして同大学に進学してバレーボール を続けたくないという拒絶感をより増大させるとともに、絶望感や孤立感 も一層深いものとなり、それとともに、希死念慮も強まっていったと考え られる。そして、その原因としては、次の3点を指摘することができる。

- (2) 4月以降集中的になりかつ強まっていた X 顧問の叱責及び暴言
 - ア 4月以降に厳しさを増し集中的に行われるようになったX顧問の叱責が、Aのバレーボールに対する意欲を奪い取り、さらには自分の運動能力への劣等感とE大学のバレーボール部でやっていけるはずはないという思いをも増大させ、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことへの絶望感を一層深めさせることになったと考えられる。
 - イ さらに、X顧問のAを叱責する際の発言、特に、「背は一番でかいのにプレーは一番下手だな」との発言や、「使えない」「お前のかわりなんていっぱいいるから、レギュラーじゃなくてもいいんだよ」などの発言は、バレーボールに対する意欲を奪い取るとともに、Aの上記劣等感と不安感ないし拒絶感を増大させ、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことへの絶望感を深めさせることになったと考えられる。なお、「使えない」という発言がAに与えた衝撃やダメージは極めて大きかったと思われる。

6月29日にも、AはX顧問から長時間にわたってかなり激しい叱責を受けているが、このX顧問の叱責が、それまでも増大し続けていたAの絶望感や孤立感をより一層深めることになったことは否定できない。

- (3) 高総体敗北の責任は自分にあるという自責の念とX顧問の発言
 - ア Aは、高総体で敗れた直後に、自分のせいで負けた旨の発言や、SN Sへの投稿をしている。この自責の念も、自分の運動能力への劣等感と E大学のバレーボール部でやっていけるはずはないという思いを増大 させ、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことへの絶望感を深め させることになったものと考えられ、さらには、取り返しのつかないことをしてしまった、自分は役に立たず価値がない人間であるという自己 否定の感情をも抱くことになったのではないかと考えられる。
 - イ そして、こうした自責の念を抱いていたAに対して、X顧問は、部員らの前で、敗因はセッターとミドルであるAにあったという趣旨の発言を行っている。この発言が、自らを責め続けているAにとって、大きなダメージを与えるものであったことは想像に難くなく、また、Aの自責感情や自己否定感をも増大させるとともに、部内での居場所や立場がないという感覚を生じさせて孤立感をも増大させることになったと考えられ、さらには、E大学のバレーボール部でやっていけるはずはないと

いう思いを一層増大させ、同大学に進学せざるを得ない状況に至っていることへの絶望感をも深めさせることになったと考えられる。

- (4) 支援を得ることができなかったことによる孤立感
 - ア 前述したように、Aは、自死に至るまでの間、友人らに対して自死を ほのめかす言動を繰り返し行ったり、当該学校の学校生活アンケートに 「安全でない場所がある」と回答するなど、悩みや苦しみからの救いを 求めたSOSの発信と思われる行動を行っている。
 - イ しかし、このようなAの発信が受けとめられることはなかった。

当該学校は、学校生活アンケートへの「安全でない場所がある」との Aの回答に何の対応も行っていない。また、生徒らはAの上記言動は冗 談だと考え、あるいは対応方法がわからないまま受け流すしかなく、結 果としてAの助けを求める声に応えることができなかった。

しかし、Aの上記言動は、死を考えるほどの激しい苦しみや不安、悩みから解放されたい、助けてほしいという、すがるような思いで発したSOSであった可能性がある。それにもかかわらず、Aは何らの対応もなされなかっただけでなく、苦しみや悩みについて受け入れてもらうことも、理解してもらうこともなかった。このように、何らの支援も受けることができなかったことが、Aの孤立感や絶望感を一層増大させることになったと考えられる。

- V 「心理的視野狭窄」について
 - 6月中旬以降、友人とのLINEに、死にたいほどの心の苦しみや痛み、助けて欲しいといった趣旨の訴え等が記されており、遅くともこのころには、苦しみの中で疲れ果て楽になりたいという心理状態となり、苦しみから脱出する方法として自死以外の方法を考えることができない心理状態(「心理的視野狭窄」)に至り、7月3日に自死するに至ったと考えられる。
- 第3 本件自死と学校生活との関わりについて
 - ア Aは、「自分は背が高いだけで運動能力は高くない」という思いを抱き続け、背が高いことについては嫌忌ともいうべき感情を、運動能力については強い劣等感を抱いていた。

そのため、Aは、バレーボールの強豪校であるE大学でやっていけるはずはない等の思いから、同大学には行きたくないと考えていたものの、周囲の期待に背くことができなかったこと等から、同校への入学に同意し、入学が内定した。しかし、Aは、その後も、E大学に進学したくないとの思いが増大するとともに、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことに絶望感を抱くようになった。

また、Aは「バレーボールをしていなければ自分には何もない」という認

識を持っており、この認識は、同大学へ進学することへの拒絶感が強まるに 従い、進むことも退くこともできない深刻な相克を生み出すことになり、こ の相克もAを苦しませ絶望感を抱かせることになった。

さらに、Aは、高身長であることについても進路についても周囲の人たちと認識の違いやずれが存在していると感じており、周囲と分断されているという感覚や、周囲の人たちには自分の苦しみを分かってはもらえないという思いを生み、孤立感や絶望感をもたらすことになった。

イ そして、3年生時の4月以降、集中的かつ激しさを増したX顧問の叱責、「背は一番でかいのにプレーは一番下手だな」「使えない」「お前のかわりなんていっぱいいるから、レギュラーじゃなくてもいいんだよ」などの発言、及び6月の高総体での敗退の責任が自分にあるという自責の念や、X顧問の敗戦の責任はAにある旨の発言によって、Aは一層バレーボールに対する自信を失い、E大学でやっていけるはずはないという思いも強まり、同大学に入学することの不安や恐怖、入学への拒絶感を深め、同大学に進学せざるを得ない状況に至ったことへの絶望感をさらに深めることになり、自己否定感や孤立感をも増大させることになった。さらに、SOSに対しても、周囲からは何の対応もされず、苦しみや悩みを受け入れられることも理解してもらうこともなかったことが、孤立感や絶望感を一層増大させることになった。なお、6月29日のX顧問の叱責や発言が、Aの絶望感や孤立感を、より一層深めることになった可能性も否定できない。

ウ そして、Aは、6月中旬以降には、心理的視野狭窄の状況に至り、7月3日に自死するに至ったと考えられる。

第4 遺書について

遺書では、高総体敗北についての自責の念や、X顧問の発言及びSOSに対して何らの対応もなされなかったことによる孤立感や絶望感については、直接的には触れられていない。

しかし、Aの自死の背景や原因として前記で指摘した

- 身長が高いことに対する嫌忌ないし怨嗟の感情
- ・高身長であることに対する自分の思いと周囲の認識とのずれ及びこれに よる周囲と分断されているとの感覚
- ・E大学に進学しバレーボールを続けざるを得ないことに対する不安・恐 怖・拒絶感
- ・「バレーボールをしていなければ自分には何もないという」思いと大学 に進学してバレーボールを続けたくないという思いとの間の相克
- ・X顧問の叱責や暴言による自信の喪失と「使えない」などの発言によって受けたダメージ

・相談に乗って欲しいと切実に願いながらも、苦しみを分かってもらえる はずはないとの思いから相談できなかったことによる孤立感、絶望感 については、遺書においても自死の背景、原因として述べられており、こう した感情や感覚、絶望感や孤立感等が自死の背景・原因であったことが裏付 けられているということができる。

第4章 当該学校の対応についての検証及び考察

- 第1 本件事案に至るまでの対応についての検証及び考察
 - 1 F高校事案についての校長の認識と対応

F高校の事案について、当該高校の校長は、断片的な認識しか持っておらず、県教委の事情聴取によって明らかになっていた部員に対する暴行の事実や、一審判決が暴行や暴言を一部認定していることについては把握していない。そのため、校長の指導は不十分な指導にとどまってしまい、X顧問が自分の指導を反省することにはつながらなかった。

校長はX顧問の不適切な指導の実態や詳細を理解し、適切な対応をとるべきであった。ただし、校長が裁判の詳細を調べるのには限界があり、県教委によるサポートが不可欠であった。しかし、県教委における情報伝達や状況理解のあり方に問題があったため、上記サポートはなされていなかった。

2 部活動指導に関わるガイドライン等についての校長の認識

また、校長は、各種ガイドラインについては、職員会議で自身の口から伝えたとし、これらのガイドラインでは、暴力だけでなく、暴言を含めて禁止されていることは理解していた。

しかし、聞き取り調査において、校長は、問題となる暴言とは、自死・自 傷の原因になるものに限られ、誰から見ても自死に追い込むような指導では なければ問題にならず、非違行為にも該当しないと捉えていたかのように述 べている。

そして、校長のガイドライン等についての認識がこの程度にとどまっていたため、校長は、各種ガイドラインに照らしてX顧問の発言が適切かどうかを判断する姿勢を有しておらず、またガイドラインの方針や内容を教員に熟知させ、指導に生かされているのかについて管理するという姿勢も有していなかった。

3 学校生活アンケートへの対応

前記の通り、2018年6月12日の学校生活アンケートにおけるAの「安全でない場所がある」との回答に対して、当該学校では何らの対応も行っていない。

文科省の「いじめ防止等のための基本方針」では、アンケート調査等にお

いて児童生徒がSOSや情報を出したときは必ず学校が対応することを徹底するとされており、また、いじめにかかわるあらゆる場面で、学校内での情報の共有の徹底を繰り返し指示している。

こうしたいじめ防止推進法の概要や理念から見ても、Aの回答に対して何の対応も行わなかった当該学校における生活実態アンケートの取り扱いは 杜撰と言わざるを得ず、法律の理念や国が示している基本方針を遵守し、校 内の体制や基本方針の見直しを行う必要があると考える。

4 自死の危険性についての学校(顧問、担任等)の認識と対応

本事案では、多くの生徒がAの自傷行為を認識し、X顧問も左腕の内側にあざのようなものがあるのを認識していたが、こうした情報が、教員間で共有されることはなかった。また、Aは友人らに自死をほのめかす発言を行ったり、自死のデモンストレーションのような行動をしたりするのを目撃されているが、これらについても生徒から教員等の大人に伝えられることはなかった。E大学進学についての悩みについても、教員等に伝えられることはなかった。

もし、上記情報のいずれかでも、養護教諭、担任等の教職員に伝えられていたなら、専門家のカウンセリング等につなげられるなど、自死を防止するための何らかの対応ができた可能性もあったと思われる。

5 当該学校における情報共有の問題

F高校事案では、事案や裁判の内容についての情報が共有されず、X顧問の指導の問題も校長や他の教職員間で共有されず、見過ごされることになった。学校生活アンケートについても、Aの回答を拾い上げ、その情報を共有し、対策を講じる姿勢に欠けていた。Aの自傷等自死に関わる情報を生徒から拾い上げたり、教職員の間で共有されたりすることもなかった。Aの進路に関わる悩みや葛藤が教職員の間で汲み取られることなく、将来に対する目的意識をAに持たせることにもつながらなかった。

第2 本件事案発生後の対応の妥当性についての考察

1 全校生徒とその保護者への対応

当該学校は事案発生後、県教委の助言に基づいて「文科省手引き」や、「背景調査指針」に基づいた対応をとっており、その点に問題は見られない。

2 遺族への対応

F高校事案について、裁判の過程で暴言を含む不適切な指導が明らかになっていたにもかかわらず、「民事訴訟でも新たな事実は出てきていない」等の説明を行い、その後の不信感を招く要因にもなった。

また、「文科省手引き」では、不都合な事実でも向き合っていく姿勢を示すことが重要であるとされ、早い段階で教師の不適切な対応はなかったと決

めつけてはならないとされているにもかかわらず、遺族に対して校長が「誰か1人によって死を決意したとは思えない」と述べるなど、文科省が示している指針等に反する発言等が行われていると言わざるを得ない。

3 マスコミへの対応

当該学校は、マスコミに対して、7月18日の遺族との面談の際に、いき過ぎた言動は見あたらなかったとの説明をしたと述べている。しかし事実は、書面アンケートの結果を報告し、X顧問の暴言と言うべき不適切な発言が行われていたことが調査で分かったと述べ、調査が不十分であったとして謝罪しているのであり、この事実と上記マスコミへの説明との隔たりが遺族の不信感を増長させる結果となった。

4 県教委への対応

当該学校が県教委に提出した学校事故報告書には、当該学校における対応を適切に評価・点検し、再び悲惨な事案を起こさないために、調査で明らかになった事実を明記する必要がある。しかし、上記事故報告書には、X顧問の不適切な言動について記載されておらず、学校事故報告書の趣旨にもとるものといわなければならない。

第5章 県教委の対応についての検証及び考察

第1 本件事案に至るまでの対応についての検証及び考察

F高校事案の裁判の過程で、X顧問は「ふざけるな」「なめるんじゃねえぞ」と強く発言し、何度か拳で机をたたき、鍵を壁に投げつけたことはあったが、遠征を無断欠席したことに係る正当な指導であると主張し、また、暴行に関しても、部員の頭や顔を両手または片手でたたいたことはあるが、部員に気合いを入れる目的でたまにこうした行為に及んだに過ぎず、特段強度でも執拗でもなかったと主張していた。

また、職員課の職員が、バレーボール部の元部員らに聴き取り調査を行い、平手打ちやビンタが行われ、罵声もほぼ毎日あったことが確認されていた。

そして、第一審判決では、Dへの暴行は認定されなかったものの、教官室に呼びだして1時間にわたって叱責しその際鍵を壁に投げつけたり机を叩いたりした事実やDを含む部員に対して「でくの坊」「お前は駄馬だ」「駄馬がサラブレッドに勝てるわけねえんだ」「馬鹿野郎」「お前のせいで負けたんだ」などと激しく怒鳴りつけた事実については認定され、また、D以外の部員に対して、頭や顔を両手又は平手で叩いた事実についても認定されていた。

県教委の担当者は、X顧問の供述や主張を知る立場にあり、また、自らの 調査で暴行の実態を確認していたのにも関わらず、壁に鍵を投げつけたり、 机を拳でたたいたりした行為は認められたが、日常的な暴言や暴力について はD及び他の生徒に対しては認められていない、また、PTSDとの因果関係は認められなかったという判決の一部のみを強調し、実際に行われていた X顧問の指導の内実を軽視し、再発防止に生かそうとする姿勢に欠けていた。

しかし、裁判の過程で暴力や暴言を含んだ不適切な指導の実態が明らかになっていたのであり、少なくともその時点において、再発防止のためにも裁判の情報を校長に正確に伝えるとともに、それが的確にX顧問の指導に生かされているのか、そして、現状のX顧問の指導において同様の問題が発生していないかを、県教委として確認し、指導し、対応する必要があった。

それを怠ったことが、前述した当該学校校長の不十分な監督・指導につながり、また本件事案へとつながった可能性は否定できない。

第2 本事案発生後の対応の妥当性についての考察

1 遺族への対応

県教委は遺族に対して、事案に関わる調査、報告、第三者委員会の設置などの対応をとってきた。これらに関わって、手続上の問題は見られない。

2 当該学校への対応

(1) 学校調査への対応

県教委は、学校調査に関わって対応をとっているが、そのプロセスにおいて、特段の問題は見当たらない。

(2) 校長への対応

県教委は、校長が2018年9月6日、マスコミに対して「いき過ぎた 言動は見当たらなかった」というコメントを出したことにつき、10月1 日、発言には慎重を期するようにという趣旨の指導をしたが、対応の遅れ があったのは否めない。

3 マスコミへの対応

県教委は、9月6日の時点で「第三者委員会に判断を委ねる」としていた にもかかわらず、9月19日には「(指導と) 自死と結び付けることは難し い」との判断を述べている。上記の姿勢には一貫性が見られず、遺族を不快 にさせたことは否めない。

4 議会への対応

教育長は、議会での答弁の中で「第三者委員会での審議に委ねる」姿勢を示しながら、「一つの事が原因ではない、教員の指導等との因果関係というものは方向性を見出すことができない、実際の行動と心に抱えている部分が、いわばギャップを生じていたということが大きな要因ではないか」という答弁を行っている。しかし、第三者委員会の判断に委ねたのであれば、本件事案の評価に関わる答弁は差し控える必要があったといわなければならない。

第6章 再発防止策の提言ー岩手モデルの策定ー

3つの方針と、その方針を実現するための取り組みについて提言する。 <方針1> 悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体制の構築

1 子どもの自死に関する教職員の対話的な学び

学校の相談体制整備の前提として、まず、それを担う教職員一人一人が自死の問題に真摯に向き合い、より深く学習する必要がある。そして、教職員を対象とした研修プログラムは、子どもの自死の実態、自死の心理、自死の危険因子、保護因子、自死直前のサイン、自死の危険が高い子どもに気がついたらどのように接したらよいか、いかにしたら子どもたちが悩みや苦しみを相談しやすい校内の雰囲気を醸成できるか、校内における連携の在り方、保護者や医療機関等との連携と協力をどうするかなど、自死予防に関する正確な知識を学ぶ必要がある。また、いざというときに的確に動くことができるようにするために、研修の形式は情報伝達の座学のみにしてはならず、ディスカッションやロールプレイ等取り入れた、対話的なものにする必要がある。保護者や地域とともに自死対策に取り組む機運を高めていくため、学校は、研修を行うことを生徒、保護者、地域にも広報し、その実践に対して保護者、地域からの評価も行えるようにすることも提言したい。なお、研修は単発的であってはならず、県教委も積極的に支援と評価を行い、体制整備に関与していく必要がある。

2 生徒からの声をすくい上げ対応することができる体制の構築

子どもたちの悩みや問題に気がついた教職員は、それを一人で抱え込まず、 相談チームで対応すべきであり、学校だけでの対応が困難な事案については、 速やかに外部の専門機関と連携、協働して、これに当たるべきである。

相談体制を構築し運用していくことは、一部の教師やカウンセラーの役割ではなく学校全体での取り組みである。養護教諭は相談体制に必須の人材であり、業務が過重にならないよう配慮する必要がある。メンバーによる会合は定期的に開催し、相互に意見と情報を共有するなかで、個別援助の方針を決定していくことが大切である。生徒からのアンケート調査等の情報もいち早く共有し、生徒からの気になる情報があった場合の対応分担についても明確にしておく必要がある。

こうした相談体制は、いじめ防止対策等既存の相談体制とチームの活動に、 自死防止の視点を盛り込み、学校全体として、いじめに限らず生徒が抱えて いる悩みや不安全般について相談に乗り、情報を共有し対処していくことが 現実的な対応と言える。

なお、管理職には、校内及び校外の機関との連携による相談体制が、実効性を持って継続できるようなマネジメントが求められる。県教委もまた、学

校を他の専門機関とつないでいく活動を支援し、人事的な配慮と支援を行ったり、コーディネートしたりする役割が求められる。

3 生徒への援助希求行動の啓発

2017年に改訂された「自殺予防総合対策大綱」では、SOSの出し方に関する教育の推進がうたわれている。しかし、SOSの出し方教育についての研究では、危機的状況に陥っている子どもは、信頼できる大人の存在を感じられなくなっているため、たとえSOSの出し方を学んだとしても自ら危機を積極的に訴えないことが指摘されており、そのため、重視すべきはSOSの出し方ではなく、SOSの受け皿、特に教職員の受け止めこそが重要であるとされている。したがって、前述した教師の学びや校内の相談体制の整備とともに、教職員のSOSの受け止め方についての教育を組み合わせて実践することが重要である。

また、本件事案では、Aから友人らへ様々なSOSと思われるメッセージは発信されていたが、そのメッセージが教師に伝えられることはなかった。したがって、援助希求の出し方だけではなく、発せられた援助希求の受け方とその後の対応、すなわち、SOSを感受した生徒がその際にどのように対応し、その後、教員らの大人にどのように伝えていくか、についての教育が極めて重要である。生徒に対して、具体的な実習を通して、実際にそのような状況に遭遇したとき、戸惑うことなく対応できるようにするための教育と、大人に繋ぐための教育を行う必要がある。そして、生徒に対する教育の内容としては、思春期の心のあり方や病について、ストレスの自覚やその対処方法など、広がりのあるものとし、現状の教育指導などと結び付けて計画していくことが現実的で実効性のあるものになると考える。なぜなら、自死予防に特化した内容を学ぶための時間を個別に確保することが難しいという学校の現状があり、また、各教科などの枠組みで取り上げる方が、年間、年度を通じて、あるいは学校をまたいでも継続的に教育することが可能になるからである。

なお、こうした、援助希求行動の啓発等に関しては、文科省の「子どもに伝えたい自殺予防一学校における自殺予防導入の手引き一」等が存在するが、まだ試行錯誤の中にあるというべき状況にあり、岩手県の実情に根差した独自のプログラムの開発を、学校、県教委、関係諸機関の協働で行っていく必要がある。

さらに、自死予防は単に学校の中だけの問題ではない。「自殺予防大綱」も自死のない住みやすい社会の創造を求めており、地域こそが自死予防の重要な担い手であるといえる。県や市町村も自死予防の計画を立てることが法的に義務づけられており、学校は、これらの計画にそって地域と手を取り合

い、ともに主体的に歩んでいくことが求められる。

<方針2> 生徒の主体性を育む指導体制の構築

1 実際の事例の問題点を正確に把握し、共有するシステムの構築

X顧問のF高校事案における問題について、当該学校及び県教委には、① 正確な事実認識、②適切な評価・対応、③的確な情報共有のいずれもが欠けていたと言わざるを得ない。それ故、X顧問の指導の何が問題であったのかが客観的に検証されることはなく、X顧問も自身の指導のどこに本質的な問題点があり、改善が必要なのかという認識を持つことができず、そのことが、本件事案の不幸な結果に繋がる一因となってしまったと考えられる。

このような、実際に生徒から不適切指導の訴えがあった事例への対応の不十分さないし欠缺については、今後の事案発生の予防のためにも必ず改められなければならない。まず、①正確な事実の確認に当たっては、教師本人に不適切指導の有無を確認するだけでなく、他の教師、生徒、保護者などに広く確認をしなければならない。また、②「何が不適切指導に該当するのか」という評価についても、生徒の尊厳を損なったりいたずらに心情を傷つけたりするような言動があり、それによって実際に自尊心を傷つけられたり辛い気持ちを抱えたりする生徒がいたのであれば、その指導は不適切であると言わなければならない。指導が適切か不適切かは、第一義的には被害を受けた側の気持ちに立って検討されなければならず、仮に、客観的に公正に見て不適切との評価はできないという認定に至ったとしても、被害を訴えている生徒がいる以上、そうなったことの原因究明や現況のケアは真摯になされなければならない。そして、③誰の、どのような指導が、何故不適切であったのか(生徒が何故どのように傷ついたのか)についての情報は、同様の事態の発生を防ぐために、的確に広く共有されなければならない。

今後、学校や県教委は、上記観点に立ち、事例と真摯に向き合い、そこから展望を切り開くことが求められる。学校及び県教委は、これまでの①~③にかかわる指針やガイドラインを確認し、本件事案が発生した理由を明らかにしていくとともに、改めて生徒の立場に立って①~③が確実に実行できるような体制を築いていくことが求められる。

2 ボトムアップによるガイドラインの展開

これまで教育現場には様々なガイドライン、指針、手引きなどが示されてきた。しかし、当該学校においては、文科省やスポーツ庁の部活動に関するガイドラインは職員会議等で教職員に伝達されていたものの、その内容は十分に伝わっておらず、その結果、校長とX顧問は内容を熟知しておらず、指導に生かす姿勢にも欠けていた。学校生活アンケートに関しても、「いじめ

防止等のための基本方針」では、学校内での情報共有の徹底が求められていたにもかかわらず、Aの「安全でない場所がある」というSOSは見過ごされることになった。

こうした当該学校の状況からすると、ガイドラインや指針等をトップダウンの伝達によって実現するのには限界があると言える。そのため今後は、ガイドラインなどを通知・通達したり、伝達したりするだけにとどまらず、教育現場の発想やアイディアを集約して、ガイドラインを改良することを認めたり、あるいは、それら各学校のアイディアを集約した岩手県のガイドラインをつくりだしたりできるような、ボトムアップの流れを展開していく必要がある。県教委には、そのような取り組みが可能となるような時間やゆとりを教育現場に保障するとともに、県内の学校で共有できるようなシステムを築いていくことも求められる。

3 選択する力を育てる進路指導

本件事案において、AはE大学への進学について深い悩みを抱えていた。 国の調査結果においても、「学校的背景」「学校問題」を動機・原因とする 児童・生徒の自殺のうち「進路問題」を動機・原因とする自殺が1位を占め ている(平成26年、内閣府・警察庁)。したがって、高校生の自死予防対 策として「進路に関する悩み」へのアプローチが重要と考えられる。

そして、「進路に関する悩み」へのアプローチとして重要なのは、「進路指導」である。進路指導とは、「生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助すること」であり、「進路指導の取組は、キャリア教育の中核をなすということができる」とされている(「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書〜児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために〜」)。そのため、『高等学校学習指導要領』(平成30年告示)の総則においても、生徒が、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるようキャリア教育の充実を図るべきであり、その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう組織的・計画的な進路指導を行うこととされている。

しかし、当該学校におけるAに対する進路指導・キャリア教育は、Aの能力・可能性をバレーボールの面だけから判断して行われており、社会的評価の高い大学への合格をめざす、旧態依然のいわゆる「出口指導」的傾向が強かったと言える。その結果、「生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう」に行われるべき進路指導・キャリア教育にはつながらず、Aは進路への悩みを一因として自らの命を絶つことになって

しまった。また、2年生後半という早い時期に進学先が内定したこともあり、 学校全体の教職員の連携のもとでの進路指導・キャリア教育が行われていた とも言い難い。したがって、今後の進路指導・キャリア教育においては、生 徒自身が、自らの人生をどうしたいのか真剣に考え、選び、実現していくこ とを支援するための指導・教育が、教職員の連携のもとで行われていく必要 がある。

さらに、スポーツに関わるキャリア教育・進路指導においては、スポーツキャリア全体を含めた長期的な視点が重要であり、「デュアルキャリア」の視点が重視されている。したがって、当該学校においても、各生徒の専門性をふまえつつ、それのみに固執しない進路指導・キャリア教育が行われる必要がある。

なお、上述した問題は当該学校以外の学校においても指摘できる。したがって、県教委には、『学習指導要領』などに基づく進路指導・キャリア教育とともに、部活動で磨かれる専門性だけに依存しない進路指導・キャリア教育も推進していくことが求められる。その際には、当該学校に対する指摘と同様に、部活動で磨かれる専門性に進路の選択肢を絞るのではなく、複数の進路・キャリアに視野を広げていく必要がある。具体的には、このような進路指導・キャリア教育を実現する方法を、当該学校を始めとする県内の各学校において生み出し、それを県教委の責任のもとで共有していくことが求められる。

4 生徒の主体性を育む条件整備

当該学校の魅力の1つには、生徒一人一人が目的意識を持って部活動に参加し、専門性を高めていける環境が挙げられる。今後もその特徴を生かし、より魅力的な学校にしていくために、部活動への参加・不参加の自由を制度的に位置づけることを求めたい。

当該学校においては、多くの生徒が主体的に部活動に参加しているものの、 参加することが辛くなったときに一時的に離れたり、退部や転部をしたりす ることが困難な環境にあった。Aが在籍した当時における当該学校の生徒会 会則第57条には「本会会員は、必ずいずれかの部または同好会に所属しな ければならない」と定められ、また、当該学校の推薦入学者選抜実施概要の 推薦基準も、スポーツ推薦で入学した生徒に対して、その部活動を3年間継 続することを心理的に強制しかねないものとなっていた。

しかし、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインFAQ」において、部活動は同好の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう留意しなければならないと指摘している。

したがって、当該学校においては、上記会則や推薦基準を修正することが 求められる。まず、推薦入学者選抜実施概要に、「3年間にわたってその部 活動を続けることを強制したり、学校に所属する条件としたりするものでは ない」との主旨の文章を追記する必要がある。また、上記生徒会会則第57 条も、生徒会会則第11条に則って生徒総会の審議・承認によって、削除す るか、義務としない規定に変えていく必要がある。このように学校生活で生 じた問題を生徒自身で変えていく行動は、クラブの語源に含まれる「自治」 とつながる行為でもあり、部活動の条件整備を生徒主体で整備していく意味 を持つからである。

なお、本報告書作成時点において当該学校のホームページに掲載されている「令和2年度 学校部活動に係る活動方針」には、「部活動は生徒の自主的、自発的な活動を推進するものであり加入は任意である」と記載されており、上記生徒会会則57条とは異なる活動方針が示されている。しかし、この活動方針の定立とともに、上記生徒会会則57条についても改正がなされているか否かについては明らかではない。もし生徒会会則が改正されていない場合には、生徒自身により生徒総会で改正に向けた議論を行う必要がある。また、仮に、既に生徒会会則の改正がなされている場合には、生徒会がどのように問題を自覚し、学校全体に問題を投げかけ、任意参加へと修正するに至ったのかについて報告・公表することが求められる。

最後に、県教委においても推薦入学者選抜実施概要において当該学校と同様の条件を定めている学校の有無を調査し、各学校に対策を講じるように求めていく必要がある。さらに、生徒会の会則等で部活動や同好会活動が義務付けられている学校も調査し、その結果を公開するとともに、会則等の見直しを生徒(会)主体で行うよう各学校に働きかけていくことも必要である。

上記に示した、部活動への参加・不参加の自由を制度的に位置づける取り 組みによって、より主体的に部活動に取り組める慣習や環境を生み出してい くことが期待される。

<方針3> 提言に基づく「岩手モデル」の策定と発信

最後に、これまで述べた方針と提言をふまえて、「岩手モデル」を策定し、 発信することを提言しておきたい。

本委員会としては、上記方針及び提言が単なる努力目標とされてはならず、 県教委の主導の下で確実に遂行されなければならないと考えている。そのた め、提言において示した課題を一つ一つ確実に実行し(なお、適宜、進捗状 況を公表すべきである)、下記「岩手モデル策定に向けたチェックリスト」 欄に記載するとともに公表していくことを求めたい。この作業を通じて、自 死予防対策及び生徒の主体性を育む指導体制の構築について地域の実情に 根差した「岩手モデル」が策定され、発信されることを、心から願うもので ある。

岩手モデル策定に向けたチェックリスト

 Щ-) (Д О-) С 10/с	1011 10	C. >0 114 . 4		114210	
当該学校を中心に	自死予防に	関する教	師の対話的	な学びを実践	すると
ともに、一貫した研修	5のシステ.	ムを構築	し、それを県	:内の学校で共	有する
(公表年月日	年	月	日)		

□ 当該学校において自死予防に関する学内及び学外の相談体制を整備するとともに、その成果を県内の学校で共有する。

(公表年月日 年 月 日)

1 悩みや芸しみを拘えた生徒が揺助希求できる体制の構築

□ 当該学校において、対話的な活動を含んだ、援助希求行動に関する生徒 への啓発のプログラムを整備、実践し、その成果を県内の学校で共有する。 (公表年月日 年 月 日)

- 2. 生徒の主体性を育む指導体制の構築
 - □ 今回の事案に関わって、問題のある指導に関わる①正確な事実認識、② 適切な対応・評価、③的確な情報共有ができなかった理由を、当該学校と 県教委の関係者によって明らかにし、あらたに①~③が確実に遂行できる 方法を示し、県内の学校で共有する。

(公表年月日 年 月 日)

□ 国の省庁や県によるガイドラインなどをトップダウンで伝達するだけでなく、教育現場の発想や問題意識によって改良し、県内の学校に周知できるようなボトムアップの流れを展開し、その成果を共有する。

(公表年月日 年 月 日)

□ 部活動に依存した進路指導・キャリア教育の問題点を示し、生徒に選択する力をつける進路指導・キャリア教育の方法を示し、当該学校において実践するとともに、県内の学校で共有する。

(公表年月日 年 月 日)

□ 部活動への参加が義務づけられている実態やその要因を県教委が調査 し、各学校に参加が強制にならないように生徒会の会則や推薦入試の要項 を見直すように働きかけ、改善の結果を県内の学校で共有する。

(公表年月日 年 月 日)

- 3. 提言に基づく岩手モデルの発信
- □ 上記のすべての取り組みの成果をまとめて、「岩手モデル」として発信 する。

(公表年月日 年 月 日)

別紙1 アンケートの結果

学年別回答数

学年	総計	(%)
1年生	86	34.8
2年生	66	26.7
3年生	86	34.8
不明	7	2.8
総計	247	100

匿名での回答か、顕名での回答か。

———— 学年	匿名		顕:	顕名		総計
子平	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	形心百
1年生	19	22.1	67	77.9		86
2年生	10	14.9	55	82.1	2	67
3年生	15	17.4	71	82.6		86
不明	4	50.0	4	50.0		8
総計	48	19.4	197	79.8	2	247

問 2 - 1選択

指導者による何らかの「暴力」が許される状況もありうると思いますか?

24/-	そう思う		そう思:	そう思わない		わからない		総計
学年	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	(%)	(空白)	/ (다하다
1年生	7	8.1	64	74.4	15	17.4		86
2年生	5	7.5	57	85.1	3	4.5	2	67
3年生	8	9.3	64	74.4	13	15.1	1	86
不明	1	12.5	2	25.0	4	50.0	1	8
総計	21	8.5	187	75.7	35	14.2	4	247

問 2 - 2選択

指導者による「暴言」、または、人を傷つけるような言葉や態度が許される状況もありうると 思いますか?

学年	そう。	思う	そう思	わない	わから	ない	(赤台)	総計
	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	(%)	(空白) —————	邢心百
1年生	10	11.6	65	75.6	11	12.8		86

2年生	6	9.0	53	79.1	7	10.4	1	67
3年生	15	17.4	54	62.8	16	18.6	1	86
不明	2	25.0	2	25.0	3	37.5	1	8
 総計	33	13.4	174	70.4	37	15.0	3	247

問2-4選択

指導者による「暴力」が行われていると感じたことがありますか?

兴左	あ	3	な	い (空白)		総計
学年	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	邢心百Ⅰ
1年生	4	4.7	82	95.3		86
2年生	2	3.0	63	94.0	2	67
3年生	1	1.2	85	98.8		86
不明	1	12.5	6	75.0	1	8
総計	8	3.2	236	95.5	3	247

問 2-5選択

あなたは、指導者による「暴言」、または、人を傷つけるような言葉や態度が行われていると感じたことがありますか?

学年	ある		な	しい	(空白)	総計
子午	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	邢心員
1年生	12	14.0	74	86.0		86
2年生	12	17.9	53	79.1	2	67
3年生	8	9.3	76	88.4	2	86
不明	2	25.0	5	62.5	1	8
総計	34	13.8	208	84.2	5	247

問 2 - 6選択

A さんが所属していた男子バレーボール部で、指導者による「暴力」が行われていたことを見たり、聞いたりしたことがありますか?

学年	ある		な	ない		総計
	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	76℃百1
1年生	2	2.3	84	97.7		86
2年生	3	4.5	62	92.5	2	67
3年生	1	1.2	84	97.7	1	86
不明	0	0.0	7	87.5	1	8

問 2 - 7選択

A さんが所属していた男子バレーボール部で、指導者による「暴言」、または、人を傷つけるような言葉や態度が行われていたのを見たり、聞いたりしたことがありますか?

——————————————————————————————————————	あ	ある ない (空白)		総計		
学年	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	邢心百!
1年生	8	9.3	78	90.7		86
2年生	10	14.9	54	80.6	3	67
3年生	8	9.3	76	88.4	2	86
不明	1	12.5	6	75.0	1	8
 総計	27	10.9	214	86.6	6	247

問 2 -8選択

近年、部活動の指導において、体罰だけでなく、生徒の人間性や人 格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為が認められ ていないということを知っていますか?

	ある		ない		(空白)	総計
学年	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	邢心百
 1年生	60	69.8	26	30.2		86
2年生	48	71.6	17	25.4	2	67
3年生	70	81.4	14	16.3	2	86
不明	6	75.0	1	12.5	1	8
総計	184	74.5	58	23.5	5	247

問3-選択

あなたは、Aさんと会話をしたり、一緒に行動したりしたことがありますか?

学年	ある		なり	ない		総計
	回答数	(%)	回答数	(%)	回答数	本心 百!
1年生	14	16.3	71	82.6	1	86
2年生	10	14.9	56	83.6	1	67
3年生	46	53.5	39	45.3	1	86
不明	3	37.5	4	50.0	1	8
総計	73	29.6	170	68.8	4	247

※なお、明らかに保護者が記載したと思われる回答が2件含まれていたが、保護者が生徒本人の意思を代筆したものか、保護者自身の意見を書いたものか判断ができなかったこと、全体に対して有意な影響を与える件数ではなかったことから、とくに統計からは除外していない。

2 再発防止「岩手モデル」策定委員会

(1) 設置要綱

再発防止「岩手モデル」策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 岩手県教育委員会は、岩手県立高等学校生徒自死事案を受けて設置した「県立学校 児童生徒の重大事案に関する調査委員会」の「調査報告書」の提言の趣旨を尊重し、再発 防止に向けて「生徒の主体性を育む指導体制の構築」「悩みや苦しみを抱えた生徒が援助 希求できる体制の構築」「「調査報告書」の提言に基づく「岩手モデル」の発信」に係る具 体的取組を協議するため、再発防止「岩手モデル」策定委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、次条各号に掲げる協議事項を協議し、具体的かつ実効性ある対策を構築することにより、教育職員等の体罰・ハラスメント事案及び当該事案に関連する児童生徒の自死事案の再発防止を目的とする。

(協議事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 今回の事案に関わって、問題ある指導について正確な事実認識、適切な対応・評価、 的確な情報共有ができなかった理由を解明し、正確な事実認識、適切な対応・評価、 的確な情報共有を確実に遂行できる方法・体制を構築すること。
 - (2) 体罰・ハラスメントの防止に向け、学校現場の発想やアイデアを集約し、ボトムアップによりマニュアル・ガイドライン等を改良すること。
 - (3) 再発防止に向け、部活動指導のあり方や部活動指導者に対する研修内容をスポーツ・インテグリティの視点を踏まえて検討し、実践的研修を実施すること。
 - (4) 部活動に依存した進路指導・キャリア教育の問題点を踏まえ、生徒に選択する力を つける進路指導やキャリア教育の方法を示すこと。
 - (5) 部活動参加体制や推薦入試における基準を見直し、生徒がより主体的に部活動に取り組める環境を整備すること。
 - (6) 自殺予防に向けた教員研修システムの構築、相談体制の整備、生徒への啓発プログラムの整備を行い、「悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体制」を構築すること。
 - (7) 再発防止に向け、管理職研修の内容を検討し、実施すること。
 - (8) $(1)\sim(7)$ の検討内容の全体調整を行うとともに、再発防止「岩手モデル」について発信すること。

(組織)

- 第4条 委員会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。
- 2 委員長は、教育局長を充てる。
- 3 副委員長は、教育次長及び教職員課総括課長を充てる。
- 4 委員長は、委員会を総括する。
- 5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長の中から委員長があらかじめ指名した者が委員長の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 構成員が会議に出席できない場合、その代理者が会議に出席することができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開 しないことができる。
 - (1)情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について協議を行う場合
 - (2)会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合
- 4 委員会は、会議を開催したときは議事録を作成しなければならない。
- 5 委員会は、必要があると認めたときは、遺族等構成員以外の者に会議への出席を求め、 意見を聴くことができる。

(部会)

- 第6条 委員会の協議事項について検討するため、次の部会を置く。
 - (1) 人事管理等検討部会
 - (2) 体罰・ハラスメント防止マニュアル・ガイドライン検討部会
 - (3) 部活動指導者研修検討部会
 - (4) 進路指導・キャリア教育検討部会
 - (5) 部活動参加体制等検討部会
 - (6) 自殺予防教育檢討部会
 - (7) 管理職研修検討部会
 - (8) 再発防止「岩手モデル」発信作業部会
- 2 部会の構成員は、委員長が別に定める。

(事務局等)

第7条 委員会の事務局は、岩手県教育委員会事務局学校教育室、教職員課及び保健体育課 とし、委員会の協議事項に係る調査、資料収集その他の事務を処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が 別に定める。 附則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。 附 則(令和3年1月15日一部改正)

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附 則(令和3年4月1日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月29日一部改正)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日一部改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和4年7月27日一部改正)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日一部改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

団体又は機関名及び職		氏	名
岩手医科大学医学部神経精神科学講座教授	大塚	耕太郎	
一般社団法人 ここから未来 代表理事	大貫	隆志	
リベルタス法律事務所 弁護士	小幡	佳緒里	
法政大学キャリアデザイン学部教授	児美川	孝一郎	!ß
朝日大学保健医療学部健康スポーツ科学科教授	髙橋	幸平	
日本体育大学スポーツ文化学部武道教育学科教授	南部	さおり	
藤田法律事務所 弁護士	藤田	治彦	
岩手県教育委員会事務局教育局長兼教育企画室長	佐藤	一男	(R2)
岩手県教育委員会事務局教育局長	佐藤	一男	(R3∼R4)
石士宗教自安貝云事務向教育向技	菊池	芳彦	(R5)
岩手県教育委員会事務局教育次長	梅津	久仁宏	(R2)
岩手県教育委員会事務局教育次長兼学校教育室長	高橋	一佳	(R3∼R4)
石于宗教自安貞云事伤问教自仇戊未子仪教自至戊	坂本	美知治	(R5)
	山村	勉	(R2)
岩手県教育委員会事務局教職員課総括課長	八重樫	学	(R3∼R4)
	大森	健一	(R5)
岩手県教育委員会事務局教育企画室教育企画推進監	渡辺	謙一	(R2)
岩手県教育委員会事務局教育企画室長兼教育企画推進監	渡辺	謙一	(R3)
石士宗教月安貝云事務何教月江四至文末教月江四推進監	西野	文香	(R4~R5)
岩手県教育委員会事務局学校調整課総括課長	木村	克則	(R2)
岩手県教育委員会事務局学校教育課総括課長	中川	覚敬	(R2)

出工用业本系是人事效用兴拉地本台兴拉地本人基础	中川	覚敬	(R3)
岩手県教育委員会事務局学校教育室学校教育企画監	度會	友哉	(R4~R5)
		義彦	(R2∼R3)
岩手県教育委員会事務局保健体育課総括課長 	菊池	勝彦	(R4~R5)
	高橋	一佳	(R2)
岩手県教育委員会事務局教職員課県立学校人事課長	木村	基	(R3∼R4)
	駒込	武志	(R5)
岩手県教育委員会事務局教職員課小中学校人事課長	金野	治	(R2∼R3)
石于尔钦自安良云事伤问钦佩良味小丁于仅八事味以	熊谷	治久	(R4∼R5)
岩手県教育委員会事務局学校教育課高校教育課長	須川	和紀	(R2)
岩手県教育委員会事務局学校教育室高校教育課長	須川	和紀	(R3)
石于尔钦自安良云事伤向于仪钦自至向仪钦自昧仪	中村	智和	(R4~R5)
岩手県教育委員会事務局学校教育課義務教育課長	小野寺	哲男	(R2)
岩手県教育委員会事務局学校教育室義務教育課長	三浦	隆	(R3∼R4)
石于尔钦自安贝云事伤问于仪钦自主義伤钦自昧区	武藤	美由紀	(R5)
岩手県教育委員会事務局学校調整課生徒指導課長	泉澤	毅	(R2)
岩手県教育委員会事務局学校教育室生徒指導課長	泉澤	毅	(R3)
石丁州教育安良云事协问于仪教育主工使旧等陈仪	千田	幸喜	(R4∼R5)
岩手県教育委員会事務局学校調整課産業・復興教育課長	軍司	悟	(R2)
岩手県教育委員会事務局学校教育室産業・復興教育課長	菊池	郁聡	(R3∼R4)
	多田	拓章	(R5)
	中里	武司	(R2)
ふるさと振興部学事振興課総括課長	米内	靖士	(R3∼R4)
		牧人	(R5)
	山本	卓美	(R2)
文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長	畠山	岡川	(R3∼R4)
	鈴木	忠	(R5)
保健福祉部障がい保健福祉課総括課長	菊池	優幸	(R2∼R3)
	日向	秀樹	(R4~R5)

(2) 検討経過等

ア 検討経過

開催	主な協議事項等
第1回	・委員の追加選任
(R3. 1. 15)	・各部会の検討計画
第2回 (R3. 3. 23)	・再発防止「岩手モデル」策定にあたり「共有すべき基本的認識」
第3回	・御遺族、被害生徒御家族から意見聴取
(R3. 6. 13)	※ 以降第12回まで御遺族、被害生徒御家族がオブザーバーとして参加
第4回 (R3. 9. 18)	・「問題ある指導について正確な事実認識、適切な対応・評価、的確な情報共有が できなかった『理由の解明』」中間報告
第5回 (R4. 2. 11)	・「理由の解明」の今後の対応方針
第6回	・「理由の解明」検討作業への外部委員参画
(R4. 7. 17)	・「体罰ハラスメント防止に係る教職員の意識調査」分析結果
第7回 (R4. 9. 19)	・当時の学校及び県教委関係職員に対する再聴取の進捗状況・部活動指導者研修の研修内容等の方向性・教育相談体制構築の方向性
第8回 (R5. 2. 4)	・学校及び県教委の対応に係る事実関係並びにその対応にあたって不適切だった 点及びその要因・部活動指導者研修の研修内容等の具体的内容・教育相談体制構築の具体内容
第9回 (R5. 7. 16)	・学校及び県教委の対応に係る事実関係並びにその対応にあたって不適切だった 点及びその要因・「理由の解明」を踏まえた具体的な再発防止策の基本的な考え方・再発防止「岩手モデル」策定のスケジュール
第 10 回 (R5. 10. 1)	・再発防止「岩手モデル」の骨子 ・「暴力(体罰)」、「不適切な言動」に係る具体の行為の類型化、具体の事例等 ・再発防止策として講じる具体の取組や体制等の骨子
第 11 回 (R6. 1. 7)	・再発防止「岩手モデル」(案) ・再発防止「岩手モデル」(案)に係る県民からの意見聴取
第 12 回 (R6. 3. 24)	・再発防止「岩手モデル」(最終案)

	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族	事実関係
────時期 ——————	関係有しアクク/和末(N3)		の御認識	学大 闵尔
平成 21 年度				
1 H21.11.26	【高校名の表記について】 ・ 顧問教諭が平成 25 年度まで在籍した高校を【A高校】とする。 ・ 顧問教諭が平成 26 年度以降に在籍した高校を【B高校】とする。 【「体罰」と「暴力」の表記について】 これまでの策定委員会において、『「体罰」は暴力であり、文書上の表現を改めるべきである』との御指摘をいただいてきたところ。当部会においても、御指摘を踏まえ、今後の作業を進めていく予定であるが、「理由の解明」作業における整理では、当時の発言や口頭受付等の表現を引用している内容があるため、便宜上、「体罰」と表現していること。 ・ 被害生徒側からの訴えについては、学校教育室に報	 被害生徒の保護者から不登校の原因が顧問のパワハラであるとの訴えがあり、まず学年長の先生に内容を伝えた。保護者が校長に直接会って話したいと言ったので、学年長、次に副校長に報告するという手順を踏んだ。[A高校F] (被害生徒が不登校となった理由に顧問教諭が関係 	・ 虚偽である(A高校Fは知っていたはずである)。[被害生徒御家族] ・ A高校Fに対し不登校の原因を訪ねたとき、A高校Fは「2年生のとき、部活動でつらい思いをしたことがきっかけ」「きっかけであって、原因とは思っていなかった」と話した。[被害生徒御家族] ・ 「息子が何をされたのかを正確に知りたい。我々が知り得た事実に相違がないならば、登校しなかったことについて、息子に非はないと考えられるので、卒業可否について、校長に再考をお願いする」と話した。[被害生徒御家族]	 ・ 平成21年11月26日、被害生徒の保護者から、被害生徒の担任教諭に対し、被害生徒が授業に出席できなくなったことに関し、以下の相談があった。 ・ 被害生徒は、昨年10月に部活動の顧問教諭から体育教官室に呼び出され、密室の中で長時間にわたり追い詰められたと話している。 ・ 被害生徒が顧問教諭から何をされたのかを正確に知りたい。 ・ 保護者が知り得た事実に相違がないならば、登校しなかったことについて、被害生徒に非はないと考えられるので、卒業可否について、校長に再考をお願いする。なお、被害生徒の保護者から相談を受けた担任教諭は、上記の面談時まで、被害生徒が不登校となった理由に顧問教諭が関係していることについて「全く気付くことはできなかった」と証言しているが、同年5月に被害生徒の保護者との面談した際、「2年生のとき、部活動でつらい思いをしたことがきっかけ」「きっかけであって、原因とは思っていなかった」などと、顧問教諭の言動が被害生徒の不登校に影響していることを認識している発言をしていた。 ・ 11月26日の被害生徒の保護者からの訴えは、担任教諭から副校
	告していた。体罰の訴えがあったが、学校教育室から 教職員課に共有してくれると思い、教職員課への報告 はしていなかった。〔A高校C〕	していることについて)11月の面談の時まで全く知らなかった。(2年生の頃は)学校には来ていたし、部活にも参加していたので、全く気付くことはできなかった。[A高校F] ・ 本件についても、担任から学年長を通じて、副校長に話が上がった。その順番で、大きい問題は校長までくる。[A高校G] ・ 副校長から報告を受け、県教委(学校教育室)には、その都度報告を上げていた。学校としては、教職員課と学校教育室を区別して報告ということまでは考えていなかった。教員による体罰に関する訴えがあることも含めて、学校教育室に伝えていた。[A高校G]		長等を経由して校長に報告され、副校長は、学校教育室担当者に、 県教委にも電話がある可能性があるので情報提供しておくとして、電話連絡により報告した。保護者からの訴えに関する学校から 報告された内容として学校教育室担当者によって残された記録に は、以下のとおりの記載がある。 ① 不登校のきっかけは、1年間の部顧問からの体罰である。 事実関係を明確にしてほしい。 ② 教員の責任で不登校になったので卒業の手立てがあるはずだ。 なお、副校長は、教員による体罰との訴えがあることも含めて 学校教育室から教職員課に共有されると考え、教職員課に対して は、直接報告しなかった。

ら担任教諭等に相談があった場合の対応としては、相談を受けた

担任教諭等が学年長や副校長に報告し、副校長が校長との間で情

何でもいいので相談して下さいというのが、県教委の

スタンスであった。大きい事案については、県教委に

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
		報告をし、指示を仰ぐという形になっていた。[A高校 G] ・ 本件のような事案では、校長と副校長が情報共有した上で、対応方針について校長から指示がある。[A高 校H]		報共有をはかった上で、対応方針について校長から副校長に対し 指示をするというのが通例となっていた。また、事案の内容に応じ て、県教委に相談して指示を仰ぐこともあった。
	 ・ A高校からの報告に対し、「学校の内規はあくまで内規であり、それにこだわりすぎず、生徒により添って、生徒の利益につながるような対応をすること」と指示をした。学校教育室としては、不登校への対応という観点で指示をしており、体罰事案については教職員課、卒業に向けた対応としては高校教育担当の対応になるため、それぞれに情報共有していた。〔学校教育室 D〕 ・ 不登校自体は平成 20 年から継続しているものであったため、初動対応というよりは、継続している不登校案件への助言であった。なお、教職員課には電話受付の写しを課長(又は総括)に手交するのみであり、対応の協議まではしていない。体罰が疑われる事案であるので、教職員課が適切に対応してくれるとの認識でいたが、その後、実際にどのような対応を教職員課がとったかまでは確認していなかった。〔学校教育室 D〕 	 不登校の原因が顧問教諭の言動にあるという報告だったので、教員の言動に問題があると認識し、教職員の不祥事を所管している教職員課へ口頭受付の写しを提供した。教育長、教育次長にも報告している。〔学校教育室D〕 学校に対しては「教員の言動に問題があると考えているので教職員課へ情報提供している」と伝えた記憶はあるが、教職員課へ事故報告を上げなさいとか、そこまでは言っていない。〔学校教育室D〕 		・ 副校長から報告をうけた学校教育室担当者は、副校長に対し、不登校への対応という観点から、「学校の内規はあくまで内規であり、それにこだわりすぎず、生徒により添って、生徒の利益につながるような対応をするように」との指示を行った。また、体罰など教員の言動については、教職員課に、卒業に関わることについては高校教育担当に連絡するよう指示した。さらに、当該担当者は、体罰案件としての対応や、卒業に向けた対応につながる可能性もあることから、教職員課県立学校人事担当及び学校教育室高校教育担当へそれぞれ電話口頭受付票の写しを手交し、そのことを副校長にも伝えていた。
	・ 学校教育室からの情報共有については確認していた。体罰の疑いとの内容が含まれていたが、A高校から、学校教育室への報告であったため、初動調査に係る指示は学校に対して行わず、見守る姿勢であった。 〔教職員課E〕	・ (学校教育室からの情報について) 県立学校人事課長、総括、服務担当の自分で共有したが、教職員課がその時点で対応する案件ではないという判断で、特に指示等はなかった。顧問から色々叱られてトラウマとなり、学校に行けなくなり、卒業が危ぶまれているという不登校生徒への対応がメインであったので、学校教育室で対応していると認識していた。その段階で、体罰事案とは認識していなかった。〔教職員課E〕		・ 学校教育室から情報提供を受けた教職員課では、その時点で、体 罰事案とは認識せず、また、直接、教職員課に対してではなく、学 校教育室への報告案件であったこともあり、特に校長、副校長への 指示や確認等は行わなかった。

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
② H21.11.30 ~H21.12.6	 ・ 平成21年11月30日から12月6日にかけて、自分ともう1人の副校長で、3回程度、顧問教諭に確認をした。顧問教諭に対して、「どんなことをしたんだ」と確認したところ、強い口調で指導することはあったこと、体罰はなかったことを回答した。聴取結果を校長に報告し、その指示により、さらに確認を要する事項を聴取するという対応をとった。顧問教諭が体罰を否定する中、「本当のことを言え」とさらに詰める方法もあったが、生徒も教員も両方大事なので、顧問教諭の申立て内容を聴取記録とした。〔A高校C〕 ・ 顧問教諭は、強い口調での指導については認めていたが、具体的にどのような発言をしたかまでは、確認していなかった。〔A高校C〕 ・ 顧問教諭からは、体育教官室で長時間立たせたまま、声を荒げたりして、生徒が委縮したかもしれないとの発言があり、そうした指導については、行き過ぎであるとの認識をもった。〔A高校H〕 ・ 女子バレー部監督であり、被害生徒の担任であった 	 まずは顧問教諭に事実を確認するよう、副校長に指示した。(本人から)「やっていません」と言われたことに対して、更にどのように進めていけるのかというところがあった。やっていないと言われれば、学校だけでそれ以上調べるというのは限界があった。〔A高校G〕 最後は、自分でも直接顧問教諭に対し、「叩いたりしたか」と聞いたが「絶対にありません」と言われたので安心していた。〔A高校G〕 県教委の中でどう捉えたかまでは分からないが、学校教育室にはその都度報告を上げており、県教委の指示を仰ぎながら遺漏がない形でやってきたつもりであった。〔A高校G〕 	 ・ 平成21年度のA高校で顧問教諭に対し3回聴取を実施している。しかし、第1回の聴取記録には、最も肝心な暴力、長時間立たせて怒鳴ったことなど、A高校Cから説明があった記載がされていない。これはなぜなのか。第2~3回の聴取記録はあるのか。〔被害生徒御家族〕 ・ 自分が入手した顧問教諭への聴取記録はない。しかし、民事訴訟で県が提出した「乙第4号証」では、同じ聴取記録なのに〔改訂版〕[追加版〕と記載が追加されている。この文書を作成したA高校Cは、異動しているはずである。〔被害生徒御家族〕 	 ・ 平成21年11月30日以降、校長の指示により、副校長は、顧問教論から事情を聞いた。これに対し、顧問教論は、「昨年の11月に、体育教官室で1時間以上、部活動への取組について強い口調で指導をしたことはあった。また、ものすごい剣幕で怒る、立ったまま至近距離で怒鳴るということはあった。髪を引っ張ったり、胸倉をつかんだりはしていない。他の部員にボールをぶつけるということはあった。手は上げていない。」などと述べた。また、顧問教論が体罰を否定した以上、さらに、顧問教論を詰問するようなことはできないと管理職は考えていた。顧問教論に聴取を行った副校長は、聴取記録を作成した。なお、当該記録には、顧問教論の被害生徒への思い等が記載されているにとどまり、ものすごい剣幕で怒る、立ったまま至近距離で怒鳴るということはあったこと等、行為の詳細については記載されなかった。 ・ 平成21年12月1日、被害生徒の保護者が、校長宛ての手紙を持参してA高校を訪れ、副校長・学年長に対し、校長との面談を強く要望するとともに、真相の解明を求めた。手紙の中には、顧問教論の被害生徒に対する「叱責」は、「部活動終了後、一人だけ別室に呼ばれたうえで、極めて長時間にわたって行われ」「胸倉を掴まれる、髪の毛を引っ張られるといった行為の中で行われた」などの指摘もあった。 ・ 副校長は、当時、女子バレーボール部顧問でもあった被害生徒の
	教諭から確認をしたが、(顧問教諭による) 体罰や行き 過ぎた指導はなかったとの内容であった。[A高校H]	は見たことがない。大声でしかることはあった。ただ 怒鳴るのではなく、きちんと理由をかみ砕いて話して いた。男子バレー部員からも、顧問教諭の指導につい て、訴えは聞いたことはなかった。[A高校F]		担任教諭にも事実確認をしたが、担任教諭は顧問教諭の不適切な指導を認識したことはないなどと答えた。
	・ (顧問教諭からだけではなく)、被害生徒にも確認し、 双方の言い分に食い違いがあればその点について本 当のところどうだったのか詰めていく必要があった が、被害生徒に会えなかった。そのような中で他部員 に話を聞くことは、別な保護者に噂が広まり、あるこ とないこと広がる可能性もあり、それは被害生徒のた めにならないと判断した。[A高校C]	・ 被害生徒の担任であった教諭から、顧問について、 自分自身が見たことや、被害生徒の友人に聞いてみたりして得た情報の報告があった。[A高校H]		・ 校長及び副校長は、この段階で、被害生徒からの事実確認を行わなかった。また、被害生徒から話を聞くことが先であるとの理由により、被害生徒以外の部員に対する確認も行わなかった。
3 H21.12.1	・ (他の部員に確認することについて、) まずは被害生徒本人から話を聞きたかったが、不登校状態であり、家庭訪問もできなかった。本人から確認をとれない限り、一方的な進め方になってしまうという認識であった。[A高校H]			

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
	・ 体罰については何回聞いても否定していたが、当時確認した「強い口調の指導」については、当然不適切との評価をし、顧問教諭には厳しく指導した。どのような判断基準があったかは明確ではないが、常識的に考えて密室で大きな声を出すことは不適切であると判断した。[A高校G]			 ・ 平成21年12月3日、副校長は、学校教育室担当者に対し、以下の点について、電話連絡により報告した。 ① 11月30日以降に顧問教諭から事情を聞いたところ、「昨年の11月に、体育教官室で1時間以上、部活動への取組について指導をした。強い口調で指導したが、暴力をふるってはいない。」などと述べたこと。 ② 12月1日に被害生徒の保護者が、校長宛ての手紙を持参してA高校を訪れ、副校長・学年長と面談をしたこと。手紙には顧問教諭による、胸倉をつかむ、髪を引っ張るという行為の記述があったが、顧問教諭からはそのような事実はないことを確認したこと。 ③ なお、それ以外の手紙の記載内容は下記のようなものであったこと。 ・ 顧問教諭からの強い叱責の中で、逃げるなと言われ、恐怖感と屈辱感を受けたこと。 ・ 生徒が通院しているクリニックの診断によると、11月中旬の記憶がとんでおり、その時期に強いショックを受けた可能性があること。 ・ 真相の解明と卒業の認定についての学校側の見解を12月10日までに求めていること。
		 学校から相談を受けて、この案件は教職員課にも情報提供しており、教員の体罰については教職員課所管であると伝えた記憶はある。不登校生徒で何とか手立てがあるはずだということについては、生徒指導担当だと思うが、(教員の言動については、学校で調査して教職員課に報告する問題ではないかと考えていた。〔学校教育室D〕 当時の認識としては、体罰というのは身体的な殴ったり蹴ったりというものと捉えていた。時代背景もあったと言い訳にしてはいけないが、認識の浅さだったと思う。〔A高校〕〕 		 報告を受けた学校教育室担当者は、教職員課県立学校人事担当へ電話受付の写しを手交した。 学校教育室担当者は、被害生徒を何とか卒業させたいとの訴えについては、その解決に向けた助言を行った。一方、顧問教諭の言動については、学校と教職員課の間で検討されるべき問題と捉えていたが、具体的に教職員課に対して、認識を共有することはしなかった。 校長及び副校長は、「体罰」とは、殴る蹴るなどの直接的な暴力のことであり、長時間に及ぶ叱責などの行為まで含むものという認識でなかったこともあり、顧問教諭が「暴力をふるってはいない」などと答えたことから、体罰事案とは捉えなかった。

	時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
					 平成21年12月7日、被害生徒の保護者がA高校を訪問した。校長は、被害生徒の保護者に対し、事情聴取の結果、顧問教諭が暴力はなかったと述べていることを報告するとともに、長時間、被害生徒を立たせたまま叱責したことについては認め、謝罪した。 ・被害生徒の保護者から、顧問教諭の話を聞きたいとの申し出があ
4	H21.12.7				り、平成 21 年 12 月 21 日に面談を行うこととなった。
					・ 平成 21 年 12 月 10 日、副校長は、被害生徒の自宅に電話連絡をしたが、被害生徒と直接話をすることはできなかった。
					・ 平成 21 年 12 月 11 日、副校長は学校教育室担当者に対し、12 月 7日の面会の状況について電話連絡して報告した。当該担当者は、 教職員課県立学校人事担当に電話受付の写しを手交して情報を伝 えた。
					・ 平成 21 年 12 月 21 日、A高校において、校長ら同席のもと、被害 生徒の保護者が顧問教諭と直接面談した。
			 被害生徒の保護者も、顧問教諭と直接会ってかなり 夜遅くまで話をしたが、顧問教諭は頑として「(体罰 は)やっていません」と言った。部下である職員に対 して「嘘だろ」とか、そこまでは言えなかった。現場 としては限界がある。[A高校G] 被害生徒の保護者との直接面談の中で、顧問教諭が 具体的な指導内容や指導時間については思い出せな いと回答したことについて、「一言一言や一字一句に 		・ 顧問教諭は、被害生徒の保護者との面談において、遠征先で部員の胸倉を掴んで叱責したことが一度だけあったが、このほか部員に対し、びんた等の行為に及んだことは一切ないこと、強く打ち出したボールが部員の顔に当たったことはあること、などを述べた。また、被害生徒に対する叱責については、遠征の無断欠席について強い口調で指導したことを認めたが、具体的な指導内容や指導時間はほとんど思い出せない旨述べ、被害生徒を2時間位立たせて指導したとする保護者の主張を否定することができなかった。
5	H21.12.21		ついては記憶にない。」という意味に捉えていた。[A 高校H]		・ 被害生徒の保護者は、校長に対し、校長自ら被害生徒から話を聞くなどして、顧問教諭の指導の実態と暴行の有無を調査し、判断するよう要請した。
					 これらの結果について、副校長は学校教育室担当者に対し、電話連絡により報告した。 なお、報告した内容は、「顧問は、暴力については否定した。2時間に及んだとされる説教については、結果的に2時間位生徒本人を立たせて話をしたことを否定できなかった」というものであり、遠征先で部員の胸倉を掴んで叱責したことがあったということや、強く打ち出したボールが部員の顔に当たったことはあるということについてまでは、報告しなかった。 学校教育室担当者は、電話受付票の写しを教職員課県立学校人事
					学校教育室担当者は、電話受付票の写しを教職員課県立 担当に手交した。

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
				・ 平成22年1月7日以降、被害生徒は登校を再開し、別室での特別 指導で追試等に対応していた。
	・ 被害生徒保護者の申し立てと顧問教諭の主張の食い 違いについて、問題がないとは思わなかったが、まず は卒業が第一と考え、被害生徒を刺激しないようにす るため、事実確認は行わなかった。[A高校G]	・ いろんな不登校の生徒たちを見てきて、やっと登校 し始めた時に来られなくなった理由を聞くと、再び来 られなくなることがほとんどなので、そこ(不登校と なった理由)に触れるよりも、卒業に向かって頑張ろ うという前向きな話を必ずするようにしていた。〔A 高校F〕	平成 21 年 10 月 22 日、被害生徒は「図書室登校は、通学したと見なされず、カウントされないから卒業は不可」と言われ、再び登校しなくなった。〔被害生徒御家族〕 田ば 21 年 11 日 26 日以際、自公の本	いた (一方、被害生徒保護者は、卒業を最優先としてほしいとの意向は示していない)。 ・ この段階で、事実確認を行うことにより、被害生徒が再び登校できなくなることを懸念し、被害生徒に対する部活動指導の実態等に
	・ ご家族の意向もあったと思うが、卒業させることが 第一というようになってきたため、学校も全力でそれ に協力するという対応になった。〔A高校C〕	 卒業に向けて動き始めていたということもある。休んでいた生徒が再び登校に至るケースはそうそうあるものではない。できることはしようというスタンスだった。[A高校G] (被害生徒の保護者からは)卒業までしっかり手立てすることが学校の義務だと言われたので、それに向けて学校として最大限取り組むということで対応していた。[A高校G] 	 平成21年11月26日以降、自分の方から卒業について話をしたことはない。〔被害生徒御家族〕 「卒業までしっかり手立てすることが学校の義務だ」とは一言も言っていない。〔被害生徒御家族〕 	ついての確認を行わなかった。
⑥ H22.1.7~		・ (卒業が確定した段階において)本人も卒業できて 最後はホッとした表情だったので、過去のことを聞こ うという発想がその時はなかった。振り返れば、その 時聞けたのかもしれないが、その時はそういう認識だ った。[A高校F]	・ すでに校長に対し、自ら被害生徒に聞き取るように要請をしていた。〔被害生徒御家族〕	・ 3月中旬に、被害生徒は卒業式を迎えた。被害生徒保護者は、これまで、校長自ら被害生徒に聞き取るよう要請していたが、この段階においても校長及び副校長は、聴取等を実施しなかった。
		 被害生徒の卒業時、保護者からも調査の求めがなかったため、(卒業が)一つの区切りで、それ以上改めて調査することはないという認識だった。[A高校H] 当時、体罰の事実が確認されておらず、他の部員からの支持もあったので、特に顧問を外すという措置はしなかった。(当該教諭は)一生懸命で熱心であった。[A高校H] 		・ 校長及び副校長は、被害生徒の卒業により、対応については一区 切りついたと考え、それ以上の調査をすることはないと捉えていた。 また、顧問教諭は、学校内で、生徒から支持されている熱心な教 員であるとの印象を持たれており、本人も体罰を否定していたこと から、校長らは、顧問教諭に指導上の問題があるとは捉えていなかった。
		・ 当時は、校長が個別事案に関してどのような認識を 持つかが大きかったと思う。例えば、優秀な教員で日 頃から生徒指導がしっかりしていて、その人がたまた ま何か事案を起こしたという場合、校長の方ではあま り強く訴えてこないこともあった。〔教職員課R〕		

	時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
3	平成 22 年度				
		・ 被害生徒の卒業後、(担任を通じて) 家庭訪問をしながら被害生徒から話を聞こうとしていたがかなわなかった。[A高校H]	・ 友人を通して被害生徒の卒業後の様子を聞いたこと はあった。その友人からは「何度か連絡しようとした が、自分たちが電話しても電話に出てくれない」と聞 いた。そこからは被害生徒の様子を聞く機会もなくな った。[A高校F]		・ 平成 22 年 3 月、被害生徒が卒業した後も、副校長及び担任教諭 は、家庭訪問を試みたり、被害生徒の友人から様子を聞くなどして いたが、被害生徒への面会は実現しなかった。
			 (県教委への報告を)したとすれば校長がしていたと思う。常日頃から、校長が県教委と連絡を取りながらやっているという話は、ずっと聞いていた。〔A高校 J〕 	・ 「顧問に指導したのか」と一言も言っていない。〔被害生徒御家族〕	・ 平成22年5月13日、被害生徒の保護者は、A高校を訪れ、「顧問教諭の件はどうなったのか、普段の練習はどうだったのか聞いたか、他の部員には聞いたか、今も監督をやっているが教育委員会にはどのように報告したのか」など、当時の事実関係について尋ねた。校長は、特に部員への聴取は行っていないが、状況については県教委に報告している旨回答した。
7	H22.4.1∼		・ 平成 22 年5月に、体罰があったかどうか被害生徒の保護者から再度の確認を求められたことについて (顧問教諭から)確認はした。1回目は具体的な指導内容についての概略を確認し、もう一度具体的に「これは?これは?」という感じで、教官室での時間はどのくらいだったのかとか、細かいところも確認した。 記録したメモは校長に提出した。 [A高校 J]		・ なお、この後、副校長が顧問教諭への再度の確認を行ったとされているが、その結果については、関係者の記憶はあいまいであり、 作成したとされるメモの所在も確認できていない。
			 どの程度まで調査したかは私のところではわからない。副校長が中心となっていた。[A高校G] 校長は「県教委と相談しながらやっている」と言っていた。任せているという感じではなく、あくまでも相談しながら、指導に従ってやっているという言い方だった。具体的にどのようなやり取りがあったかは分からない。[A高校J] 	・ 「顧問教諭の件はどうなったのか。普 段の練習はどうだったのか聞いたか、 他の部員には聞いたか、今も監督をや っているのだが、教育委員会にはどの ように報告したのか」と言った。〔被害 生徒御家族〕	
			・ 県教委内での情報共有については、記憶がない。〔学 校教育室D、K、教職員課 I〕		・ 5月 13 日の被害生徒保護者による訪問の状況について、副校長は、学校教育室担当者に口頭により報告した。 学校教育室担当者によって残された記録には、以下の通りの記載がある。 「その後、顧問に指導したのか等、学校に対する不満の話しもあった。」
		・ 平成 22 年度に入り、また保護者から不満が寄せられたというところを見ると、やはり、当時の顧問の言動に原因があるという話に戻っていったのだろう。ただ、その部分についても、もはや生徒指導担当の所管	・ 9月7日からは教職員課処理事案とする確認をしているので、これからは本件に対してはお願いしますというつもりであり、教職員課に引き取ってもらったと認識していた。[学校教育室D]		・ 平成22年9月、マスコミから県教委に対し、A高校のバレーボール部の生徒が教員の体罰によって不登校になったという話を聞いた、県教委はA高校からどのような報告を受けているか、教員の体罰等について調査したか、などと問合せがあった。この問合わせに

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
	ではなく、今後は教職員課で対応ということで了解を 得たという理解であった。〔学校教育室D〕 ・ A高校事案に係る保護者とのやりとりについては、 前任者から聞いていた。ただし、学校から教職員課に 対し、正式な報告はなかったため、教職員課として特 段の対応はしなかった。〔教職員課 I〕			ついては、学校教育室生徒指導担当において対応し、その結果を、 教職員課県立学校人事担当へ電話受付を回覧して共有した。 また、この際、当該事案については、以降、学校から報告等があった場合は、教職員課が対応することについて、両室課間で確認された。
平成 23 年度	Į.			
8 H24.2.1		・ 被害生徒保護者からの申し入れについて、 県教委に対して都度報告していたかは分からない 。副校長としてはしていないので、 やっていたとすれば校長 である。〔A高校 J〕		・ 平成24年2月1日、被害生徒の保護者から学校に対し、改めて、 顧問教諭による暴力、暴言、威嚇等の事実の有無をはっきりさせる べきとの申し出があった。
9 H24.3.15		 調査内容と方法の相談は、校長及び2人の副校長で行ったので、県教委による指示ではなく、学校として独自に調査するとの判断だったと思う。[A高校 J] 校長から、県に相談してやるように言われた記憶はない。[A高校L] 		・ 平成24年3月15日、被害生徒の保護者から、学校に対し、顧問教諭による部員への暴力がなかったかどうか、前後の学年の部員も含め20名に調査のうえ報告するよう求めがあり、校長は、困難な面もあるが、努力はする旨回答した。
	・ 被害生徒の保護者から 20 名の部員への確認を求められたが、卒業生と直接関わった教員が転勤していたことや、卒業後で連絡が難しい等の理由により、実現可能な聴取として被害生徒及び同級生 4 名への聴取となった。当時は 20 名全員への聴取は不可能との判断をした。[A高校 J]	・ 校長も全員から聞き取り調査をするとは言っていないと思う。(被害生徒の在学時から引き続き) A高校にいる先生に聞き、卒業した部員のうちで連絡がとれる人をピックアップして、可能なのはこのくらいの人数ということで、その方々に指導の中身、体罰の有無とかを聞ける範囲で聞くということになった。〔A高校 J〕	・ 平成 24 年 3 月 28 日から 4 月 4 日まで、A 高校は元部員に対して聴取を実施している。私の息子は、最後に聴取が行われている。全うな調査であれば、私の息子の訴えを聞いた後、こうしたことがなかったかと聞くのが普通ではないか。なぜこのような調査をしたのか。〔被害生徒御家族〕	・ 被害生徒の保護者からの、「被害生徒の前後の学年の部員も含めて 20 名について調査すべき」との求めに対し、校長は、直接関わった 教員が既に異動していたり、遠方に在住の部員もいることから、全員への聴取は困難であると判断し、平成 24 年 3 月 28 日~4月4日 にかけて、被害生徒及び同級生4名から聴取をした。なお、聴取は、担当教諭から対象者への架電により行われたが、被害生徒に対する 聴取は同級生4名からの聴取後に行われた。被害生徒への聴取を最後にした理由については、現在まで明らかになっていない。
H24.3.28~ H24.4.4	・ 被害生徒の保護者からの求めに応じ、被害生徒の同級生から聴取を行った。聴取は複数の教員で分担して行ったが、事実関係については包み隠さず、こちらが有利になるか不利になるか考えず、聞くときに誘導的にならないよう留意するよう伝えていた。同級生には、「どういうことがあったか話してくれませんか」と	・ (聴取の方法について) 長く聞くと誘導になる恐れがあるので、「(顧問の指導は) どうだった?」と単刀直入に聞くようにしていた。「体罰はない」と言われた。体罰について、個別の例を挙げて聞くような聞き方ではなかった。[A高校F]		・ 聴取は、副校長を中心に、当時の担任など複数の教諭で分担して 行われたが、その聞き方は「(顧問の指導は) どうだったか」「体罰 はあったか」などというものであり、体罰等について個別の例を挙 げるような具体的なものではなかった。
	いうことを聴き取るように指示しており、「 叩かれたか」との具体的な聞き方であったかは定かではない 。 [A高校L]	・ 今と当時の体罰の認識には違いがあり、 聴取に対応 した各教員にも認識のずれがあったかもしれない。「体罰も含めて何かなかったか」という聴き取りだったが、捉え方があいまいだったかもしれない。[A高校 L]		・ 被害生徒からは、顧問教諭から体育教官室で叱責された際の時間 の長さは2時間から3時間半程度と思われること、「自分のような 人間が大人になると社会をだめにする」と大声で罵倒されたこと、 「バレーボールのおもしろさもわかるはずがない」と言われたこと、日常での部活動においても、髪を引っ張る、ノート等で顔を殴

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
				るほか、ビンタは当たり前にあったこと、自分自身もビンタ、髪を 引っ張られる等のことがあったこと、などの証言があった。
	・ 聴取の結果、1名から厳しい指導があったとの回答があったが、顧問教諭はもともと声が大きいため、大きな声で怒鳴ることはあったのだろうなと思った。具体的な指導の内容は確認しなかった。〔A高校 J〕	 「活を入れる」などの厳しい指導があったとの証言については記憶が定かではないが、体罰にあたるものとは認識していなかったということだと思う。[A高校L] (4人と被害生徒の証言の食い違いについて)もう少しすり合わせるべきかと思った。しかし、顧問教諭もそういったことは絶対ないと言っているし、平行線でそれ以上詰められなかった。[A高校L] 	員への聴取において、一部の元部員は「調査を受けた記憶がない」と答えている。〔被害生徒御家族〕 ・ A高校上は「1つのことに対する解釈の違いということもある。思い違いということもある。記憶がうつろで、後からつくられた記憶ということもある」	導(活を入れる)はあった」と答えていたが、調査に関与した副校 長及び担当教諭は、「厳しい指導」がどのようなものであったか、具 体的な内容を確認することはせず、聴取記録も概要をまとめるにと
		 部員への調査状況について、学校から県教委への報告については、校長がしていたと思うが分からない。 [A高校L] (教職員課では) A高校校長からは、「被害生徒の保護者が納得していない。裁判になるかもしれないので、しっかり調べて示そうと思っている。」という話を聞いた。教職員課として対応を求められることはなかった。〔教職員課 I〕 	などと言った。〔被害生徒御家族〕 ・ 民事訴訟における、県教委による元部員への聴取において、元部員B、Cは「調査を受けた記憶が全くない」と答えている。A高校Fは、「Bは体罰がないとはっきり言った」と言っている。一方、Bは調査を行っていないと言っている。どうして相違するのか。〔被害生徒御家族〕	
		 当時の認識としては、体罰というのは身体的な殴ったり蹴ったりというものととらえていた。認識の浅さだったと思う。時代背景もあったと言い訳にしてはいけないが。[A高校J] 		 なお、当時、聴取にあたった副校長らは、「体罰」について、殴る 蹴るなどの物理的な接触がある場合をいうと捉えており、長時間に 及ぶ叱責などの行為については、体罰に該当するとは認識していな かった。 また、顧問教諭が体罰を否定したことから、顧問教諭を詰問する ようなこともできないと考えた副校長なども存在した。
平成 24 年度				
①1 H24.4.11		・ 4月 11 日、A高校校長が来庁して元部員への調査 状況の報告を受けた。「今まで対応してきた中では、 (教職員課に関わるような)問題にならないとは考え ているが、こういうことが学校であった。元部員から 調査した結果、「体罰はなかった」との証言があったの で、それ以上の再調査はしない」という報告だった。 その際には、学校教育室の生徒指導担当の指導主事も 同席していた。〔教職員課M〕		・ 平成24年4月11日、校長は、教職員課を訪れ、県立学校人事課長らに対して、元部員への聴き取り調査結果の概要を口頭で報告し、教職員課に関わるような問題にはならないと説明した。

	時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
	H24.4.18		・ (他の部員にも調査を広げることについて) もっと 続けてもよいのではないかと思ったが、校長がこれ以上は調査しないと言ったので、それ以上は独断で進めるわけにはいかなかった。この後、特に校長から確認作業等の指示もなかった。 [A高校L] ・ 被害生徒から暴力があったとの証言があったにも関わらず、その後の調査を行わなかったのは、校長の判断だったと思う。 [A高校L]	・ 平成24年4月18日、A高校からの説明の際、A高校Lからは、顧問教諭への2~3回目の事情聴取記録について、別な報告書が存在するわけではないと答えた。2~3回目は、主に1回目の聴取の確認であるとのことだった。これは、A高校Cからの説明と異なる。A高校Cからは、3回目の聴取は、私がA高校Gに出した手紙を示しながら具体的に詳細を聞いた、とのことである。〔被害生徒御家族〕	 ・ 平成24年4月18日、校長及び副校長は、元バレーボール部員からの聞き取り結果を被害生徒の保護者に報告し、顧問教諭による暴行、暴言、威嚇等の事実は確認できなかったことを伝えた。 ・ 被害生徒の保護者は、さらに、平成19年度から平成22年度の男子バレーボール部員全員の調査をすべきと述べたが、校長は、調査義務は果たしたとして拒否し、それ以上の調査は行われなかった。
12	H24.10.24		 ・ 平成24年11月に、警察が来校した際のやり取りについて、校長が県教委に報告していたかは分からない。[A高校N] ・ 刑事告訴されたことに係る校長からの報告について、あったかも知れないが、記憶が定かでない。[教職員課M] ・ 刑事告訴という状況を踏まえて、顧問教諭について、(顧問を外すことは)検討していないと思う。校長からは、こういうことになったようだと言われたが、具体的にどう対応しようかという話にはならなかった。刑事告訴ということに対して、どの程度学校で対応したらよいのか分からなかった。[A高校L] ・ 顧問教諭の普段の仕事ぶりについては、どちらかと言うと好ましく見ていた。[A高校N] 		 ・ 平成24年10月24日、顧問教諭は、傷害罪で刑事告訴された。 ・ 同年11月30日、校長は、県教委を訪れ、刑事告訴されたことについて、教職員課及び学校教育室に報告を行った。 ・ 顧問教諭は、刑事告訴されて以降も、男子バレーボール部の指導にあたっていた。 校長及び副校長は、顧問教諭の部活動指導に問題があるとは認識していなかったため、顧問を外すことの具体的な検討は行われなかった。
7	P成 25 年度				
13	H26.1~3	・ 平成 26 年度定期人事異動に係る作業において、B 高校から顧問教諭を配置することを求められていた。 〔教職員課〇〕	・ (平成 25 年度の) B高校長が、ぜひ異動を、というスタンスであった。(刑事告訴されている) 事情を説明しても「本人も否定しているし、学校で調べてもないということであれば、問題ない。是非すすめてほしい」という話だった。[教職員課O]		・ 平成 26 年度定期人事異動に向けた作業の中で、顧問教諭について、B高校から配置を求める旨、A高校からは顧問教諭を転出させても良い旨の意向が教職員課に伝えられていた。

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
	 ・ A高校事案については、学校から教職員課へ特に説明がなく、当時、詳細には把握していなかったため、 人事異動作業において特段考慮には入れていない。B 高校におけるバレー部顧問としての活動も可能であると考えていた。〔教職員課〇〕 ・ 人事異動調整の中で、職員に関するヒアリングを受けたが、教職員課に対しては、顧問教諭に関する情報は、「刑事告訴されたり、保護者とトラブルがあったり 	・ (顧問教諭の異動に関しては)もう少し手元に置いて、いろいろ話した方が良いのかというような思いもあった。不安も確かにあったが、国体の話もあったので、バレーボール協会もちゃんと見てくれるのであればバレーの技術もある訳だし、皆様に見てもらえるということもあり、一番は県教委の判断にもよるが、転勤させてもいいというのであれば、転勤させるかと思った。[A高校P]		 教職員課は、各校長からのヒアリング作業の中で、A高校校長に対し、顧問教諭の状況についても確認していた。校長は、前任者からの引継ぎがなく、「以前、保護者とトラブルがあった程度」としか把握していなかったため、教職員課に対して詳しい説明がなされなかった。 一方、教職員課においては、平成24年4月11日に、校長から学校における元部員への調査結果について報告を受けていたこともあり、学校における調査の状況について把握していた。
	したが、B高校で新たな気持ちで出直させたい」との 趣旨の説明をし、平成 21 年度以降のA高校での対応 について詳しく説明しなかった。前任校長から、特段 引継ぎを受けておらず、平成 21~24 年度における対 応状況を保護者とのトラブルがあったとしか把握し ていなかった。[A高校P]	・ 当時、B高校には、バレー部の指導者として別の教 員が配置されていたが、当時のB高校長から、国体で 点数を取るには厳しいということで、(顧問教諭の配 置に関する)要望があった。〔教職員課M〕		・ 当時のB高校校長は、国体に向けた強化として、顧問教諭による B高校バレー部の指導に期待し、B高校への配置を求めた。なお、 顧問教諭が刑事告訴されていることについて、教職員課担当者から B高校校長に伝えられていたが、同校長は、顧問教諭が体罰を否定 しており、また、A高校の調査によっても体罰が確認されなかった ということであれば問題ないとした。
	・ B高校の意向等を踏まえ、顧問教諭をB高校に異動させる内容で、人事異動作業を進めていた。〔教職員課〇〕	・ 当時の認識としては、顧問教諭が体罰をしたという 被害生徒の保護者からの訴えがあるが、本人は否定し ており、学校も「なかった」と判断しているものと捉 えていた。この認識について、B高校校長にも伝えた ところ、「それなら問題ないのではないか」と言われ、 異動させる方向で作業を進めることになったと記憶 している。〔教職員課〇〕		・ 教職員課では、A高校校長から確認した顧問教諭の勤務状況やB 高校校長からの強い配置要望等を総合的に勘案し、地域的には異例 の形であったが、最終的に顧問教諭のB高校への異動を決めた。
		・ 顧問教諭の異動については、B高校校長から要望があった。A高校からB高校への異動は、地域的には異例の形での異動となったため、そこは時間をかけて検討した。国体前の少年種目強化の観点から特例的な異動となった。その際、刑事告訴されていることによる異動の可否については、あまり問題にしなかったように思う。刑事告訴から1年以上が経過し、その後の動きもなかったことから、認識が薄れていた面があったかも知れない。〔教職員課M〕		
	・ 顧問教諭が刑事告訴されている状況であったため、 当時のB高校校長に対し、刑事告訴されている旨の情 報提供をしている。但し、刑事告訴の詳細は把握して おらず、問題のある職員として人事管理を求める意図 ではなかった。〔教職員課〇〕	・ 一般に、(異動対象の) 教員が問題を抱えているとい う情報は異動先の学校と共有する。隠して異動させ て、異動先に迷惑をかけないことは意識していた。伝 え方は、全て紙で提供ということではなくて、口頭で 伝えることが多かった。〔教職員課M〕		・ 人事異動作業の中で、教職員課担当者からB高校校長へ、当該教 諭が刑事告訴されていることについて情報提供されていたが、異動 後において、特別に人事管理を求めるような指示は行わなかった。

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
平成 26 年月	详 文			
		(B高校校長は着任時)顧問教諭について知っていたことは何もなかった。A高校事案のことも知らなかったし、接点もなかった。[B高校Q]		・ 平成26年4月1日、顧問教諭はA高校からB高校へ異動した。 B高校では、前校長が平成26年3月31日付で退職し、顧問教諭 の配置を求めた校長とは別の校長が着任した。着任した校長は、顧 問教諭が刑事告訴されている等の状況について、前任の校長から特 に引継を受けていなかった。
		・ 部活動顧問決定のプロセスとしては、副校長が中心となって教員から希望を募り、(調整後) 副校長が案を持ってくる。それで校長が確認する。校務分掌であれば命令するが、部活動だけは委嘱という形でお願いする。当該顧問教諭からもバレー部顧問をやりたいとの希望があり、最終的に校長が決めている。ただし、平成26年については、(自分が着任した時点では)既に決まっていた。[B高校Q]		・ 顧問教諭は、B高校においても、男子バレーボール部顧問を希望 し、学校は、顧問教諭の希望を踏まえ、男子バレーボール部の副顧 問を委嘱した。
①4 H26.4.1~	・ (B高校において) 平成26年当初、男子バレ一部の正顧問は別の教諭であり、当該顧問教諭は副顧問であった。顧問教諭が6月に県選抜監督になったこともあり、刑事告訴の事実を認識してからも、部顧問を外すということはできなかった。[B高校Q]	・ (県選抜監督の人事は協会の権限事項であり) バレーボール協会からは「代えました」と報告があった。前任者(年度当初のB高校バレー部監督) からは、自分の事情による交代であると聞いた。前任者から希望があったため、学校のチーム監督も顧問教諭に代えた。県選抜チームの核となるのはB高校なので、学校では別の教諭が監督をやり、県選抜チームは顧問教諭が監督をやるというのは変だと考えた。[B高校Q]		・ 顧問教諭は年度当初、B高校男子バレーボール部の副顧問であり、別の教諭が正顧問及び監督であった。平成26年6月に、バレーボール協会から、顧問教諭を少年男子県選抜チームの監督とする旨の報告があり、学校では、B高校が少年男子県選抜チームの核となることも考慮し、B高校男子バレーボール部の正顧問及び監督についても、前任者から顧問教諭に変更した。
	・ 刑事告訴の状況については、10月29日にA高校から報告があった内容について、B高校と情報共有した。〔教職員課O〕	・ 顧問教諭が刑事告訴されている状況については、前 年度のB高校校長に伝えており、後任の校長にも引き 継がれているものと認識していたため、(4月から 10 月までの間) 改めて情報提供することはしなかった。 〔教職員課〇〕		・ 平成26年10月、A高校から、教職員課担当者に対し、顧問教諭の刑事告訴に関する状況について情報提供があり、当該担当者はB高校校長と情報共有した。B高校校長は、この時初めて、顧問教諭の刑事告訴等について認識した。
	・ 10月29日に、教職員課職員から、顧問教諭が刑事告訴されている件について電話とメールで情報提供を受け、そこで初めてA高校事案について知った。前任者から、顧問教諭に関しては特段引継ぎがなかった。刑事告訴の情報については、副校長と事務長には共有した。[B高校Q]			

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
	 11 月に、(顧問教諭が)盛岡地検に行く必要があるとの連絡が教職員課からあった際に、顧問教諭と話をした。「こういう状況にあるらしいけど、どうなのか」と聞いたことに対し、「気を付けて指導しています」との回答があった。事案の詳細まではわからなかったが、十分気を付けるよう指導した。〔B高校Q〕 (顧問教諭による)問題となるような指導はないと認識している。〔B高校Q〕 	・ 10月29日に教職員課から情報提供があった後、顧問教諭から少し話を聴いた。刑事告訴されていることはそのとおりとのことだったが、具体的にどのようなことがあったかは(自分からは)聴かなかった。情報は県教委からくるものだと思っていた。[B高校Q]		 ・ B高校校長は、教職員課から情報共有された刑事告訴の状況について、詳細な情報は、その後教職員課から情報共有されるものと考え、顧問教諭から具体的な聴き取り等は行わず、今後も引き続き気を付けるよう、口頭による指導を行った。 ・ 平成26年11月、A高校で顧問教諭の同僚であった教諭が検察からの事情聴取を受けた。当該教諭は、部活動指導中、顧問教諭が大きな声で生徒を叱責する場面を見たことがあるか、との問いに対し、「大きな声で叱責する場面はあったが、それは自分も同じように行っていることである。」と回答した。 ・ B高校校長は、顧問教諭が刑事告訴されている状況を認識した後も、顧問教諭が少年男子県選抜チームの監督に就任していたことや、B高校においての指導に問題があると把握されていなかったことなどから、部顧問から外すことをしなかった。
平成 27 年度				
15 H27.4.1∼	報は把握していた。顧問教諭からの報告ではなかった。[B高校Q] ・ 平成 27 年4月の不起訴処分の情報は、B高校の校長から報告されたと記憶している。[教職員課R] ・ 不起訴処分の情報を得たタイミングで、顧問教諭に	 (不起訴処分の受け止めについて)罪名が付く行為ではないと認識した。ただ、民事もあるとは思っていたので、償わないといけない可能性はあると思っていた。全くシロになったとは思わなかったが、刑罰を科されることはなくなったと思った。[B高校Q] (不起訴になった後の対応について)県教委とは相 		 平成27年4月、刑事告訴について、顧問教諭は不起訴処分となった。 B高校校長は、不起訴処分という結果が出たことも踏まえ「(顧問
	指導等は行っていない。部活動顧問については、不起 訴処分になったこともあり、「継続して差し支えない」 との気持ちがあった。[B高校Q]	談したことはない。〔B高校Q〕		教諭について) 部顧問を継続して差し支えない」と判断した。なお、 このことについて、B高校校長は特に県教委に相談を行わなかっ た。また、県教委からも特に助言や指導はなかった。
16 H27.5∼10		・ (調査委員会委員の人選について)明文化されたルールはなかった。当初想定していたのは学校評議員であったが、学校教育室から専門性のある人も入れるよう指導があり、心理職の人と警察関係の人にも入ってもらった。[B高校S]		 平成27年5月、B高校男子バレーボール部員から学校に対し、先輩部員による暴言が原因で不登校となったとの訴えがあった。 B高校では、いじめ重大事態として調査を行うために、学校評議員や心理関係の専門家などを構成員とする「いじめ問題調査委員会」を設置した。

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
		 いじめにあった被害生徒の保護者と面談する中で、「上級生の不適切な発言を顧問教諭が容認、黙認している」「顧問教諭自身も不適切な言葉を使っているのではないか」との訴えがあり、項目に入れることとした。[B高校S] 詳細は分からないが、副校長から「顧問のことも聞きたいと思う」と提案があったので、「いいのではないか」と了承した気がする。[B高校Q] 		・いじめにあった被害生徒の保護者から、「顧問教諭が上級生の不適切な発言を容認していたのではないか」、「顧問教諭自身も不適切な言葉を使っているのではないか」、などの指摘があり、先輩部員からの暴言の実態に加え、顧問教諭の指導についても調査するよう要望があった。これを受け当該調査においては、「当時の顧問が、部活動中に先輩が後輩に対して指導の一環として強い言葉を掛けること等を認めていたか」「部員が顧問から部活動中に苦痛と感じられる言葉をかけられたりすることがあったか」との聞き取りも行われた。
	 当時、バレー部員同士のトラブルにより、部員が不 登校になった件があったことから、そういう観点でバ レー部を注意して見るようにしていたが、顧問教諭関 係で気になることはなかった。[B高校Q] 	 いじめ問題調査委員会の見解(結論)に向けては、事務局(学校)では案を示さず、いじめの認知や顧問教諭の発言の評価について(委員に)議論してもらったと記憶している。[B高校S] (いじめ調査報告書で、顧問の言動を「部員を傷つけた暴言とは言えない」と結論付けられたことについて)問題はあったけれども決定的な暴言とはいえないというニュアンスだったと思う。ちょっと違和感はあったが、そういう風に(委員の)皆さんが捉えているのだなと思った。[B高校Q] 		 調査の中では、部員から下記のような証言があった。 ① 合宿で1対1のレシーブ練習中「それでいいのか」と言われ、その後呼び出されて精神的に追い詰められ泣いていた。少し言い過ぎかなと思った。何かあれば今もあるが、理不尽に怒る先生ではない。納得はできるけど厳しい。 ② 試合中、指導を求めてベンチに行ったら「そんなんじゃまだ使えないぞ」と言われ、使ってもらえるようにもっと頑張ろうと思った。 ③ 選手を否定するような言葉はあった。自分なら嫌だなと思うけれど、スポーツ界ではそれが当たり前なのかなと思った。 ④ 言われるからには理由がある。納得している。 ⑤ 「使えない」とか「お前のプレーで負けた」とか、自分が不調
		 (いじめ調査に係る調査結果の中の顧問教諭の言動について)「自分なら嫌だと思うけれども」とあったので、「使えない」や「お前のせいで負けた」は具体性がないので、それはダメだと顧問教諭に言った。技術ではなく、人格を否定しているようにとられるので、ダ		だったりするときは「なんだ」と思ったこともあるが、今となっては一生懸命言ってくれてありがたかった。小学校や中学校の時のほうがひどかった。 ・ 平成 27 年 10 月 15 日にまとめられた調査報告書では、顧問教諭の言動に関する委員会の見解として、「部員を奮起させたり、技術的上達や成長を促したりするように作用していると考えられ、部員を傷つけた暴言とは言えない。部員と顧問の間に信頼関係があり、その基盤に立って厳しくも熱心な指導が行われ、部員もその指導に応え、成長している状況が窺える。」「以上から、顧問の指導に大きな問題があったとは言えない。ただし、本事案が発生したことは事実であり、今後は一層部員の言動について注意を行き渡らせることが求められる。」と結論付けられていた。 ・ B高校校長は、顧問教諭に対し、調査報告書で認められた「使えない」や「お前のせいで負けた」という発言は、人格を否定しているように受けれていた。
		メだという話を具体的にした。顧問教諭は「わかりました」と言っていた。[B高校Q]		るように受けとられるので、やめるよう指導し、顧問教諭は「わかりました」と答えた。

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
		・ 平成 27 年8月にB高校から、いじめ問題の調査の中で判明したこととして、顧問教諭が生徒に対して「使えない」などの発言をしていたとの情報提供があった。いじめ事案という形だったので、学校教育室で対応するものと受け止めていた。その後、特に教職員課として対応はしていない。〔教職員課R〕		・ 顧問教諭の発言については、B高校から教職員課に対し情報提供 されていたが、教職員課では、いじめ事案であり、学校教育室で対 応すべきものとして、特に対応しなかった。
	 訴訟が提起されたことを受け、教職員課に対して、 事実関係をしっかり調査するとともに、その情報については、B高校との間ですり合わせて、共有するように度々指示していた。〔県教委T〕 	・ 唐突に訴状が到達し、極めて限られた期間で、対応 方針にかかる県としての意思決定を迫られていた。 (応訴するかどうかの判断にあたり)色んなところに 散らばっている卒業生に対して(聴取するのは)時間 的に厳しかったというのがあった。〔教職員課U〕		 ・ 平成27年9月29日、被害生徒らが岩手県及び顧問教諭を被告として、民事訴訟を提起した。10月9日、県教委に訴状が到達した。 ・ 県教委ではこれを受け、顧問教諭本人及びA高校の当時の校長や副校長等の学校関係者に対し、事実関係の聴取を行った。その結果、いずれも訴状にあるような暴力行為等を否定したことから、応訴して請求の棄却を求めていく方針を決定した。 ・ 民事訴訟の提起に際し、(当時の)教育長は教職員課に対し、改めて事実関係をしっかり調査するとともに、その情報については、B高校との間で共有するように指示した。
①7 H27.9.29~	 ・ 民事訴訟の提起は、寝耳に水のようなことであり、 刑事告訴が行われていたことも訴状で知った。情報共 有は、県立学校人事担当と学校との間で行われていた と思うが、具体的な指示はしていない。〔教職員課U〕 ・ 顧問教諭も被告となっており、本人からB高校校長 に報告がいったと思う。県立学校人事担当とB高校校 長との間で、情報共有はされていた。〔教職員課R〕 ・ 民事訴訟が提起された事実は、10月9日、教職員課 の担当者からの電話連絡で知った。口頭弁論には、顧 問教諭と教職員課で対応するとのことであったが、具 体的な訴えの内容については知らなかった。〔B高校 Q〕 	・ 当時の考えとして、淡々と訴訟対応をするしかない と思っており、訴訟に係る詳細な情報まで逐一校長に 提供する必要があるのかと思っていた。具体的に課内 で検討した記憶もない。〔教職員課R〕		・ 10月9日、教職員課県立学校人事担当の担当者がB高校校長に対し、民事訴訟が提起された事実を伝えたが、その際、具体的な訴えの詳細までは、共有されず、また訴訟関係資料の提供等も行われなかった。
	・ 訴訟が提起された後、顧問教諭が部顧問を継続していることについて「まずいのでは」との声もあったが、顧問を外すか否かは校長判断との話に至った。〔県教 委 V〕	 当時、提訴に対して、教育委員会としては全面的に 争うとしていたところであり、訴訟提起されたことの みをもって(顧問教諭に)問題ありとすることは(県 教委の訴訟対応と)矛盾することになったのではない かと思う。 積極的に、顧問を続けさせることが適当という話を 学校に伝えたわけではないと思うが、学校現場を管理 		・ 県教委内では、訴訟の提起を受けて顧問教諭の顧問継続について 問題視する意見もあったが、最終的に顧問を外すか否かは学校現場 を管理する校長の判断とされ、特に学校に対する指示等は行われな かった。

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
		し、顧問教諭に日常から接していた校長が可否を判断 することが適当と考えた結果ではないかと思う。〔教 職員課U〕		
	 一審開始を踏まえ、それまでと同様に、生徒を叱ることはいいけど、しつこくだとか、対象を絞るとか、連続するのは駄目だと指導した。[B高校Q] 訴訟提起を受けて、殊更何か顧問教諭に指導するようにとの指示はしなかった。[教職員課R] 	・ (民事訴訟の提起によって) それ以前と特に変わったことはないと考えていた。刑事は不起訴という事実はあるので、今までやらせてきたことをさせないというのもおかしいと思ったので、そのまま続けさせた。 (顧問継続について) 校長の判断であると考えていたので、自分が継続と決めた。県教委に相談しようとは考えなかった。[B高校Q] ・ 当時、B高校においては、国体に向けて、ハンドボール、ボート、バドミントンなど有力競技を中心に、学校全体で生徒を叱咤激励しながら強化に取り組んでいた。[B高校b] ・ (民事訴訟が) 前任校での事案であったことや、顧問教論は国体に向けた強化の観点からB高校に異動したが、男子バレーボール部は顧問教論が一人で指導している時期であったことなどから、顧問を外すという考えは全くなかった。[教職員課R]		・ B高校校長は、①訴訟は提起されたものの、今までやらせてきたことをさせないというのもおかしいと考えたこと、②当時、B高校では、国体に向けて、学校全体で生徒を叱咤激励しながら強化に取り組んでいる状況にあり、そうした中、男子バレーボール部は顧問教諭が一人で指導にあたっていたこと、を踏まえ、顧問教諭の部顧問の継続を判断した。この際、校長は、特に県教委への相談は行わなかった。なお、校長は、一審開始を踏まえて、顧問教諭に対し、生徒への対応に気を付けるよう指導した。
平成 28 年度				
18 H28.8.24~			・ 顧問教諭が体罰を認めた後の証人 専問の内容について、県教委にどのように報告されたのか。また県教委の中 でどのように扱われたのか。教育長は 知っていたのか。〔被害生徒御家族〕	 ・ 平成28年5月、原告から新たな証拠が提出されたことを受け、教職員課ではA高校のバレーボール部元部員3名から聴取を行った。元部員らは、「(顧問教諭が)類を平手で叩く行為自体はあった」と証言し、顧問教諭もこれを認めた。なお、元部員のうち2名は、平成24年の学校による聞き取り調査について「覚えていない」「記憶にない」と証言した。 ・ 県教委はこれを受け、裁判の中で、「顧問教諭はバレーボール部の活動中、部員の頭や顔を片方の平手で叩くという行為を行ったこと」「行為の強度は、傷害を負わせたり、強い痛みを感じさせたりするものではなかったこと」「頻度は、日常的に行われていたものではなかったこと」など、それまでの主張を一部訂正した。

—————————————————————————————————————	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
	・ 元部員への聴取の結果明らかになった顧問教諭の言動について、(学校への) 情報共有の指示はしていない。係争中であり、元同級生の発言も裁判の資料になる。判決が出ていない中で、まだどのようになるか分からないからと考えたのかもしれない。裁判の行方を見守ろう、情報共有は裁判の結果がはっきりしてからという考えであった。〔教職員課W〕	・ 当該教諭が体罰行為を認めた際には、弁護士事務所で聴き取りをしており、この聴き取りについては校長も承知していたと思う。それを踏まえると、内容については学校側にもそれなりに伝わっていたはずだという認識があり、結果として、訴訟の詳細についてまでは伝えていなかったということではないかと思う。 〔教職員課U〕		 顧問教諭が体罰行為を認めたことについて、教職員課は、学校側にも伝わっているはずであり、裁判の行方を見守るべきとして、B高校へ詳細な情報提供をしなかった。 県教委内では、顧問教諭をバレーボール部顧問から外すべきとの意見もあった。これに対し、それまで顧問教諭に顧問を継続させていた責任を問われかねないとの意見もあり、最終的に、顧問継続は校長の判断事項であることを主な理由に、B高校に対する指示等は行われなかった。
	・ 主張を修正するにあたり、部顧問の継続について、 自分としては顧問を外すべきと言ったが、教職員課が 反対した。顧問継続は校長が判断したことであるの で、県教委から外せとは言えないこと、それまで顧問 を継続させていた責任を問われかねないことが主な 理由であった。また、教職員課からは、悪いことをし たから排除していくとコストがかかる、つまり顧問を できる人が少なくなること、厳罰化により部活動が衰 退するとの話が挙がった。継続させるのであれば、顧 問教諭に対する人事管理をしっかりするよう教職員 課に指示した。〔県教委X〕	・ (顧問継続について)自分が「外すべきではない」という話をした記憶はない。ただ、当時B高校では、顧問教諭に関して苦情などが寄せられているような状況ではなかった。そもそも、校内人事は校長の権限なので、それを県教委が上から決めるというスタンスは、学校現場の感覚からするとあまり考えられないことと思っていた。〔教職員課W〕		・ 県教委内では、顧問を継続させるのであれば顧問教諭への人事管理をしっかりすべきとの意見もあったが、教職員課では、判決が出てから検討すべきものとして、指導や研修といった具体的な指示を学校に行うことはなかった。
	 ・ 平成28年度、一部体罰を認めたが、全面的に争う姿勢を見せている中で、裁判を起こされているということをもって、「この教員は問題あり」という話もおかしいと判断した。〔教職員課U〕 ・ 事実がはっきりしていないので、その中で、指導だとか、研修だとか、そういう話にはならなかった。判決が出てから検討するものとの認識であった。〔教職員課W〕 ・ 体罰の事実は新聞で知った。教職員課から情報提供は特になく、こちらから教職員課に内容を聞いても教えてもらえないだろうと思い、情報共有を求めるアクションは起こさなかった。〔B高校Q〕 	・ 顧問教諭が(県教委へ)行って、話を聴かれたり、 弁護士のところにも行っているという話を聞いたが、 そこでどのような話をしていたのか中身はわからない。(顧問教諭は) 国体の件も結構プレッシャーになっていて、(県教委で聴かれたのと同じ話を学校でも) 聴くのは、本人のためにはならないだろうと思った。[B 高校Q] ・ (B高校の)管理職の間では、顧問教諭は、A高校での事案を踏まえて自ら指導を改めようとして取り組んでいる、という認識を持っていた。[B高校Y]		・ 訴訟の中で、顧問教諭は、平手打ち以外にも「ペットボトルを地面や壁に投げつけたり、ボールや籠を蹴ったりした」「両手で部員の類をパチンと叩いたり」などと証言し、被害生徒に対しても「何度か拳で机を叩いた、鍵を壁に投げつけた」「「ふざけるな」「なめるんじゃねえぞ」」などと言った」と証言した。また、部員たちに対して「お前は駄馬だ」「駄馬がサラブレッドに勝てるわけねえんだ」「お前のせいで負けたんだ」との発言をしたことも認めた。一方、県教委は、判決前であることから、顧問教諭への指導や研修など、人事管理に関する具体的な対応をしなかった。

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
	 (記事が)新聞に載っていたので、顧問教諭に「どうなの」と確認し、「気を付けなさいよ」と声を掛けた。 (B高校Q) 訴訟が提起されているので、顧問教諭について注意して見てほしいとの指示を校長から受けており、定期的に巡回するようにしていた。部活動指導では、厳しい指導はしており、大きな声を出してはいるが、問題になるような言動はなかった。[B高校Y] 	・ (顧問継続について) 訴訟の状況がわかっていれば、 違った判断になっていたかもしれないが、情報がなかったし、私も求めなかったので、継続ということになった。顧問の継続に影響するような情報があれば、県 教委から来るのだろうと思っていた。[B高校Q]		 B高校校長は、新聞報道により体罰の事実を把握したが、教職員課に内容を聞いたり、顧問教諭本人から事情を聴くなど、自ら、より詳しい情報を得ようというアクションを起こすことはなかった。 B高校校長は、顧問の継続に影響するような情報があれば県教委から来るだろうと考えていたが、それもなかったため、顧問教諭に対し口頭で指導したうえで、部活動顧問は継続させた。
	・ 平成 28 年度は、本事案以外にも体罰事案が複数発生した。8月29日に臨時校長会議を開催し、体罰は絶対ダメだと徹底した。事後研修やコンプライアンス宣言、体罰チェックシートなどを盛り込んだ通知を発出した。〔県教委T〕			・ 当時、県内で複数の体罰事案が発生した状況に鑑み、県教委では、 体罰防止に向け、臨時校長会議を開催したほか、体罰防止の通知を 発出するなどの取組を行った。
平成 29 年度				
19 H29.11.10~	判決内容についても聞いていた。教職員課に対し、「判 決文を取り寄せて読んでおいた方がよいか」と相談し たが「他校の事案なので、それには及ばない、必要な	 B高校校長に対し、(判決文を読まなくても良いと) 話した記憶はない。ただ、絶対になかったとも言い切れない。少なくとも判決文の写しを校長に渡すことはしていない。〔教職員課 Z〕 		 ・ 平成29年11月10日、一審判決において、顧問教諭による「被害生徒を体育教官室に1人だけ呼び出し、少なくとも1時間にわたり、激しく叱責し、鍵を壁に投げつけ、机を強打する等」の行為は違法行為に該当するとされた。 ・ 判決を受け、教職員課は、B高校校長に対し口頭で、争点となっていたことの概要(顧問教諭の部活動指導の一部が違法とされたこと、PTSDとの因果関係は否定されたことなど)を情報提供した。 ・ B高校校長は、より詳細な情報を得るため、判決文を読む必要があるか、教職員課に相談したが、教職員課からは判決文の写しを提供するなどの対応はなされず、判決の具体的な内容の共有には至らなかった。
	事項は県教委から知らせる」との回答があった。〔B高校 a〕	・ (一審の判決文を) 読んでおくべきかという校長からの問いに対して、(教職員課の職員が) 読む必要がないと答えていたことは承知しておらず、どのような文脈の中で交わされたやりとりであったのかはわからないが、少なくとも適当とは言えない対応だったと思う。[県教委c]		

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
	・ (判決を受けての顧問継続の可否について)学校の中のことは、県教委が全く関与しないわけではないが、普段の状況等を踏まえて校長が決定することとの認識であり、自分としては議論した記憶はない。〔教職員課 b〕	・ (顧問継続について)「ダメとは言えない」という話はした。協議資料を作って(県教委内で)協議したことはなかった。ただ、春高バレーで優勝した頃なので、話題になることはあったと思うが、確かな記憶はない。〔教職員課 Z〕		・ B高校校長が、教職員課に対し、部活動顧問の継続可否について相談したところ、「ダメとは言えない」「今までのように校長から指導をし、状況を注視しながら顧問を継続させても良いのではないか」との回答があった。これを受け、校長は、教職員課も了承したと捉え、顧問教諭に対し「二度とこのようなことはないように、気を引き締めるように」などと指導したうえで、顧問については継続
	 ・ B高校校長から、「(春高バレー) 全国大会に行くけど、部活動顧問を継続してよいか」と相談され「ダメとは言えない」と回答した。〔教職員課Z〕 ・ 部活動指導について、教職員課に「顧問を休んだ方がよいだろうか」との確認をしたが、「それには及ばないのではないか。今までのように、状況を注視しながら、継続させてよいのではないか」との回答であった。 [B高校 a] ・ A高校訴訟のことは前任校長からも引継ぎを受けて 	・ 顧問教諭のB高校での指導については、生徒、保護者、校長からも悪い話は聞こえてこなかった。そして春高バレーも優勝している。結果を出すにはそれなりの力量、指導力があったと捉えるのが普通だと思うし、勝ったことの評価はあったと思う。〔教職員課Z〕 ・ 一審判決後には、教職員課に相談し、「今まで通り校長から指導し、状況を注視しながら顧問を継続させてよいのではないか」と言われたので、副校長とも相談し、顧問を継続させることとし、本人にも指導したうまる。これまで以上に注意深く見立ることを確認して		することとした。
	・ A高校訴訟のことは前任校長からも引起さを受けていたので、顧問教諭には面談で「気を付けるように」との指導をしていた。判決後も、「二度とこのようなことはないように、気を引き締めるように」との指導を行った。 [B高校 a]	えで、これまで以上に注意深く見守ることを確認している。[B高校 a] ・ 判決を受けて校長から特に指示を受けた記憶はなく、それまでと同様、もう一人の副校長と自分で、放課後は必ずどちらかは巡回して確認するようにしていた。[B高校 Y] ・ (顧問教諭には、) 賠償命令があったということは、指導の不適切さという部分が認められたことになるので、それを踏まえて今後の指導をしていきなさいといる話は、ためばはが出れませばい思う。「Park 」		
	 一審判決においては、相手方の主な主張であった PTSDとの因果関係は否定されており、また、体罰についても、訴訟の過程で県教委自身が認めていることであるため、判決によって新たな何かが明らかになったものではなかった。[県教委c] 県の主張が概ね認められたという認識であり、そのような点が情報共有を積極的にしようとしなかった。 	いう話 はした。判決が出た直後だと思う。[B高校e]		・ 当時、県教委内では、判決は一部敗訴であるが、相手方の主な主 張である PTSD との因果関係については否定されており、また、体罰 についても、訴訟の過程で県教委が認めていることであるため、判 決によって新たな何かが明らかになったものではなく、県の主張が 概ね認められたと認識されていた。
	一因かもしれない。 [県教委 d] ・ 一般的に、問題がある場合には部活動顧問を外すという判断をすると思うが、現実問題、顧問教諭以外に指導する方が他にいなかった。 [B高校 e]			 一審判決前、B高校バレー部は春高バレーで優勝していた。 顧問教諭は、部活動指導者として結果を残していると評価されて いたことや、他に代わる指導者もいなかったことなどから、B高校 において、顧問教諭を部活動顧問から外すことについては、ほとん ど検討されなかった。

	時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
		・ 控訴されているので、県教委が顧問教諭を顧問から 外すなど何らかの対応をすると、裁判に影響を及ぼす のではないかとの考えも働いたかもしれない。裁判と いう存在が大きかったと思う。裁判が起こると守りに			また、県教委内では、これまで同様、顧問を外すか否かは学校現場を管理する校長の判断とされ、特段、組織的な検討はなされなかった。
		入ってしまうので、それが様々な判断に影響を及ぼし たように思う。 [県教委 d]	・ 当時、バレー部は他の部と比べても落ち着いているという印象であった。B高校では、年2回「学校生活の実態調査」として、いじめの有無等に加えて、顧問の指導状況等についても項目に含めて調査していた。 それを副校長が全てチェックしていたが、バレー部については、顧問に対する不満等の記述がなかったの		・ B高校は、年2回「学校生活の実態調査」として、部活動顧問の 指導状況等も項目に含めて調査をしていたが、バレー部について は、顧問教諭に対する不満等の記述はなく、保護者からの苦情的な 訴えもなかったことなどから、顧問教諭について、指導方法を改め ているものと認識していた。
			で、指導を改めてしっかりやっているものと認識していた。 いた。 [B高校Y]		・ 平成 29 年 11 月 24 日、被害生徒らが控訴状を盛岡地方裁判所に 提出した。平成 30 年 1 月 17 日、県教委が控訴状を受領した。
20 H	⊣29.12				・ 平成 29 年 12 月 11 日、保健体育課と高体連は、連名で「部活動における体罰根絶に向けた取組の徹底について」との通知を発出した。 通知には、「依然として、体罰が禁じられている趣旨が全ての教職員には真に理解されていない。体罰行為は、部活動の指導中に発生するケースが目立つが、体罰のみならず、生徒に対する暴言等を含め、これらの行為を厳しい指導として正当化することは、厳に戒めなければならない。教職員一人一人に対して継続的に指導していただくようお願いします。万一、体罰事案が発生した場合には、懲戒処分を含め、厳正に対処するとともに、当該教職員の顧問の業務等についても、下記により対応するものであることを申し添える。」として、具体的に ① 体罰事案が発生した場合、当該教職員を少なくとも3ヶ月間は担当する部活動の顧問から外す。 ② 優秀指導者の認定を取り消す。 ③ 1年間、高体連主催大会への出場を禁止する。 ④ 1年間、高体連の役職に充てない。との方針が示されていた。
		・ 保健体育課から、「体罰事案が発生した場合、当該教職員を少なくとも3か月間は担当する部活動の顧問から外すこと」との通知が発出されていたが、当該通知は、体罰が行われた当該校における部活動指導を外す趣旨と捉えていた。顧問教諭の体罰は、前任校で行われたものであるため、顧問教諭を部活動指導から外すことはしなかった。組織的に検討したものではない。[B高校e]			 B高校では、前記通知の「体罰事案が発生した場合」という部分を、「当該校において」と解釈し、前任校における体罰は対象になっていないと捉え、顧問教諭を部活動顧問から外すことについて検討しなかった。 B高校では、平成30年度の部活動体制について、顧問教諭に男子バレー部の顧問を継続させたうえで、男女両方を担当する副顧問を1人追加配置した。

時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
		・ 平成 29 年度中に次年度の体制を検討する中でバレー部の顧問体制を見直した。それまでは、男子が顧問教諭、女子が別の教諭と、男女で1人ずつであったが、男女両方を見る3人目として副顧問をつけることにした。[B高校a]		
平成 30 年度				
H30.4.1~	 教職員課とは何かあった都度、本件について話をしていた。[B高校 a] 着任時、既に顧問教諭はバレー部顧問をしていたこと、特段、部活動指導に問題が見られなかったことから、顧問を外すという進言をすることはなかった。[B高校 f] 保健体育課通知(体罰発生時3月は部活動指導を禁止)について、あまり認識がなく、顧問教諭が部活動指導を継続することは当たり前のこととして見ていた。[B高校 g] 	・ (男子バレー部の)副顧問には、顧問教諭の指導について、何か違和感ややり過ぎではないかと感じることがあれば話をするようにと言っていたが、何も報告はなかった。 [B高校 a] ・ 顧問教諭のB高校での指導については、生徒、保護者、校長からも悪い話は聞こえてこなかった。そして春高バレーも優勝している。結果を出すにはそれなりの力量、指導力があったと捉えるのが普通だと思うし、勝ったことの評価はあったと思う。 [教職員課Z]		 ・ B高校では、平成30年度においても、顧問教諭は男子バレーボール部顧問を継続することとなり、部活動の顧問から外す検討は行われなかった。 新たに着任した副校長らも、すでに顧問教諭が男子バレーボール部顧問として活動していたことから、顧問の継続可否については議論済みであると理解し、問題提起をしなかった。 ・ B高校においては、平成30年度当初からインターハイ県予選での優勝に向けて、部活動に力を入れており、顧問教諭は春高バレーでB高校を優勝に導いた力のある指導者であると捉えられていたことなどから、顧問教諭の指導を問題視する声は上がっていなかった。
H30.6~			・ 控訴審の証拠調べの中で、被害者の後輩部員が陳述書を出しており、顧問教論が日常的に暴力をふるっていて、しかもそれが常習性であったということが書かれている。それが、何にも教職員課の動きに反映しないし、高校の動きにも反映しなかったということは調査していただきたい。この1カ月後に自死が起こるという経過になっているので、最後のチャンスだったと思う。〔遺族代理人弁護士〕	 害生徒の後輩部員が作成した陳述書を仙台高裁に提出した。当該陳述書には顧問教諭による体罰ついて記載されていた。6月4日、教職員課が陳述書を受理。 ・ 陳述書を受理して以降、教職員課では、顧問教諭に聴取を行うなどの訴訟上の対応を行った。 聴取においては、顧問教諭は「陳述書に書かれていること全てに

	時期	関係者ヒアリング結果(R3)	関係者再ヒアリング結果(R4)	御遺族・被害生徒御家族 の御認識	事実関係
					・ 陳述書の内容について、教職員課からB高校長に情報提供を行う ことはなかった。
22	H30.7.3				・ 平成30年7月3日、B高校で、重大事案が発生した。

〇 学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点等の整理

事実関係(概要)

時期

① H21.11.26	 ・ 平成21年11月26日、被害生徒の保護者から、被害生徒の担任教諭に対し相談。 ・ 担任から副校長や校長へ相談内容を報告。 ・ 副校長は、学校教育室に電話により報告。 ・ 学校教育室は、教職員課へ電話口頭受付票の写しを提供。 	①【A高校】訴えを受け、顧問教諭から事情聴取を行ったA高校は、「長時間にわたる強い口調での指導」があったことを確認したが、その具体的な発言内容や時間などを十分に確認せず、被害生徒が「自尊心を傷つけ」られ、「辛い気持ちを抱え」たことに、顧問教諭の言動がどのような影響を及ぼしたか、踏み込んで把握しようとしなかった。	 ●-1 A高校では、顧問教諭が認めたのが「長時間にわたる強い口調での指導」であり、直接的な暴力ではなかったことから、大きな問題ではないと評価した。こうした認識が、具体的な発言内容や時間、生徒に与えた影響などを考慮した上で、不適切指導に該当するか否か判断するという、あるべき対応の不足につながった。 ●-2 当時のA高校では、「体罰」とは、殴る蹴るなどの直接的な暴力のことであり、「長時間に及ぶ叱責」は体罰には該当せず、部活動においては、そのような指導もある程度容
② H21.11.30 ③ ~H21.12.6	 ・ 平成21年11月30日、副校長が顧問教諭から事情聴取。顧問教諭は暴力を否定。 ・ 平成21年12月1日、被害生徒の保護者が、校長宛ての手紙を持参してA高校を訪問。 ・ 副校長は、学校教育室に電話により報告し、報告を受けた学校教育室は、教職員課へ電話ロ頭受付票の写しを提供。 	②【A高校】一般に、事実関係の調査に当たっては、当事者である教員だけでなく、児童生 徒など他の関係者からも広く確認を行い、状況の正確な把握に努めることが必要である が、A高校が行ったのは顧問教諭からの聴取にとどまり、被害生徒本人からの聴取を行わ ず、また、他の部員への確認も行わないなど、事実関係の正確な把握に向けた取組が不足	認されるとの認識があった。そのため、本事案においても、直接的な暴力の有無にとらわれ、実態を把握しようとする姿勢に欠けた。 ② −1 A高校では、事実確認を行うことで、被害生徒が再び登校できなくなることを懸念し、また、被害生徒本人への確認が実施できないなかで他の生徒へ確認を行うのは、被害生徒のためにならないと判断したことにより、保護者の意向に沿った事実確認の取組が行われなかった。
4 H21.12.7	・ 平成21年12月7日、被害生徒の保護者がA 高校を訪問。校長は、顧問教諭への聴取結果を 踏まえ、暴力はなかった旨報告するとともに、 長時間生徒を立たせたまま叱責したことにつ	していた。さらに、顧問教諭への聴取した記録を正確に作成せず、 訴えを行った保護者に対して、正確な状況の説明を行うなどの対応も不足 していた。	❷-2 A高校では、被害生徒の卒業に向けた対応が順調に進めば、いずれ被害生徒側からの訴えは収束していくのではないかとの認識があり、本来行われるべき事実関係の把握に向けた取組と保護者への対応が十分に行われなかった。
	いて謝罪。 ・ 平成 21 年 12 月 11 日、副校長は学校教育室に電話により報告。学校教育室は、教職員課に電話口頭受付票の写しを提供。 ・ 平成 21 年 12 月 21 日、被害生徒の保護者が、	③【A高校】被害生徒の保護者からの訴えには、当初から、顧問教諭による体罰や不適切な 指導が疑われるとの内容が含まれており、A高校は、教職員の服務を所管する教職員課に 速やかに報告すべきであったが、学校教育室への報告にとどまり、教職員課への直接の報 告を行わず、その後も対応について、相談することもなかった。	❸ A高校では、本事案について、生徒が不登校になっている問題として学校教育室に報告し、解決に向けた助言を求めていたが、その原因とされた顧問教諭の指導に対する訴えについては、顧問が体罰を否定し、長時間に及ぶ叱責も大きな問題ではないと評価していたこと、当然に県教委内で(学校教育室から教職員課に)共有されると考えていたことから、直接教職員課に対する報告や相談をしなかった。
⑤ H21.12.21	校長ら同席のもと、顧問教諭と直接面談。顧問教諭は、びんた等の行為を否定し、また、被害生徒への叱責の具体的な内容等については思い出せないと回答。 ・ 被害生徒の保護者は、校長に対し、自ら被害生徒に聞くなどして、顧問教諭の指導の実態と暴力の有無を調査するよう要請。	④【学校教育室】A高校からの情報提供の窓口となっていた学校教育室では、当初から、その内容に教員による不適切な指導の疑いが含まれることを認識しており、A高校に対し、教職員課への直接の報告を促すなどの対応をとるべきであったが、そうした対応は行わず、教職員課へ電話口頭受付票の写しを提供するにとどまった。	② 学校教育室では、生徒の不登校については自らの所管であるが、教員の言動に関しては、A高校が調査のうえ教職員課に報告すべきであり、また、被害生徒の卒業後の対応は教職員課において行われるべきものと認識していた。こうした認識が、A高校に対する助言が十分とはいえないものにとどまったことにつながった。
	 ・ 副校長は学校教育室に電話により報告。 ・ 学校教育室は、教職員課に電話口頭受付票の写しを提供。 ・ 平成22年1月7日以降、被害生徒は登校を 	⑤【教職員課】教職員の服務を所管する教職員課は、学校教育室からの情報提供により、顧問教諭による「長時間にわたる叱責」が疑われるとの情報を得ながら、A高校から直接報告があった事案ではないとして、積極的な実態把握やA高校への指導・助言を行わなかっ	● 1 教職員課では、当初より、本事案がA高校から学校教育室へ相談された案件であるため、自ら積極的に実態を把握しようとする意識が不足しており、また、教職員の言動に問題があったのであれば、A高校から直接報告や相談があるものと考えていたため、A高
⑥ H22.1.7~	・ 平成 22 年 1 月 7 日以降、	<i>t</i> =.	校に状況の報告を求め、助言等を行うなどの対応を行わなかった。 6 -2 また、当時の教職員課内では、体罰について、殴る蹴るなどの直接的な暴力のことであり、「長時間に及ぶ叱責」は体罰に該当せず、部活動においては、そのような指導もある程度容認されるとの認識があったことから、教職員課が積極的に対応するべき問題ではなく、学校教育室の対応事案であるとして静観するにとどまった。

学校及び県教委の対応として不適切だった点

1 (H21.11~H22.3) 被害生徒側から、顧問教諭に係る体罰や不適切な指導に関する訴えがあった際の初動対応【A高校・学校教育室・教職員課】

左記対応につながったと考えられる要因

	時期	事実関係(概要)	学校及び県教委の対応として不適切だった点	左記対応につながったと考えられる要因
	2 (H22.	4~H24.10)被害生徒の卒業後には	おける事実確認に向けた調査等についての対応【A高校・教職員	·課】
7	H22.4.1∼	 平成22年5月13日、被害生徒の保護者がA 高校を訪問し、顧問教諭への指導状況等につい て質問。 副校長は、学校教育室に報告。 	⑥【A高校】平成24年3~4月に行われた調査の方法について、事実関係の正確な把握という観点からは、聞き手を同一人に限定することや、複数の者が関わる場合であっても、体罰・不適切指導に関する認識や聴取方法を統一することなどの慎重な配慮が必要であったが、A高校において実際に対応した者の間で徹底されていなかった。	彼害生徒が卒業してから2年近くが経過するなか、A高校では、改めて、平成20年当時の詳細な事実関係を確認することよりも、訴えを続けてきた保護者に対して、どのように回答し、円滑に事態を収めるかという意識が強かった。こうした認識が、聴取対象者をできるだけ絞り込むことや、教職員課等に具体的な相談をせずに調査方法を学校のみて
8	H24.2.1	・ 平成24年2月1日、被害生徒の保護者から A高校に対し、改めて、顧問教諭による暴力、 暴言等の事実の有無をはっきりさせるべきと の申し出。	また、聴取を受けた元部員らにおいて、体罰・不適切指導に係る正しい理解があったとは言えず、正確な事実確認に向けた元部員らへの調査趣旨の説明が不足していた。 さらに、当時、元部員らとの間で具体的にどのようなやり取りがあって「体罰はなかっ	決定したこと、さらには聴取記録の未整理といった事態につながった。
9	H24.3.15	・ 平成24年3月15日、被害生徒の保護者から A高校に対し、顧問教諭による部員への暴力が なかったかどうか、元部員20名に調査するよ う要請。校長は、困難な面もあるが努力する旨	た」との証言が得られたのかについての記録も不十分であった。 ①【A高校】聴取の結果、被害生徒から「ビンタや髪を引っ張られる等のことがあった」という証言があっただけでなく、他の元部員からも「厳しい指導(活を入れられること)は	⑦ −1 A高校では、被害生徒以外の元部員の証言内容が「体罰はなかった」というものであり、そのうちの1名から得られた「厳しい指導」との証言についても、直接的な暴力で
		回答。	あった」ことを確認しながら、その具体的な内容の確認は十分とはいえず、顧問教諭による指導が適切なものだったか否か客観的に判断しようとする姿勢に欠けた。	はなかったことから、大きな問題ではないと評価した。また、その背景として、「部活動においては叱責などの指導もある程度容認される」といった認識があった。管理職も含めた教職員のこうした評価・認識が、調査結果を踏まえた適切な対応の不足につながった。
(10)	 + 被害生徒からは、顧問教諭からの長時間にわたる叱責、罵倒、びんた等について証言。 ・ それ以外の4名の元部員は、いずれも体罰はなかった旨回答。ただし、うち1名からは「厳 		否定したことをもって、体罰に該当する行為はなかったと結論付けた。このように 調査の仕方について、顧問教諭が事実関係を認めるかどうかに重きを置いたこと の要因となった。	
		しい指導(活を入れられること)はあった。」との証言。	⑧【教職員課】A高校校長から、元部員に対する聞取り結果の報告を受けながら、「教職員 課に関わるような問題にはならない」との主張を受け入れ、より詳細な報告を求めたり、	 ❸-1 教職員課では、平成21年以降、当該事案に対し主体的に関わってこなかったこのから、A高校校長による元部員への聞取り結果の報告を受け身的に聞くにとどまり、さらに詳細な報告を求め、あるいはその後の対応について指導・助言を行なわなかった。 ❸-2 A高校において、顧問教諭は、熱心な教員であると周囲に評価されており、教職員
1	H24.4.11	・ 平成 24 年 4 月 11 日、A 高校校長は、教職員 課を訪問し、元部員への聞取り調査の結果を報 告。	その後の対応に関する指導・助言を行わなかった。	
11)	H24.4.18	 平成24年4月18日、A高校は、元部員からの聞取り結果を踏まえ、顧問教諭による暴行、暴言等の事実は確認できなかった旨を被害生徒の保護者に報告。 被害生徒の保護者は、さらに、調査対象とな 		課も、そうした学校における評価を踏まえ、顧問教諭について注意を要する教員であると 認識していなかった。そのため、顧問教諭が体罰を否定しており、学校としての捉え方も 同様であることをそのまま受け入れ、さらに、詳細な調査を要するとは考えなかった。
		らなかった元部員全員への調査をすべきと主 張したが、A高校校長は、調査義務は果たした として拒否。		
12	H24.10.24	・ 平成24年10月24日、被害生徒らが顧問教 論を傷害罪で刑事告訴。・ A高校校長は、刑事告訴の提起について、教		
		職員課及び学校教育室に報告。		

	時期	事実関係(概要)	学校及び県教委の対応として不適切だった点	左記対応につながったと考えられる要因
	3 (H26.	1~H26.3)顧問教諭のA高校から	B高校への人事異動についての対応【教職員課】	
13)	H26.1∼3	 ・ 平成26年度定期人事異動に向け、A高校は顧問教諭を転出させたい旨、B高校は顧問教諭の配置を求める旨、それぞれ教職員課に対して要望。 ・ 教職員課によるA高校校長へのヒアリングの中では、顧問教諭の状況について詳しい説明は行われず。 ・ 教職員課は、A高校校長から確認した顧問教 	⑨【教職員課】人事異動を含めた人事管理は、対象となる教職員について、正確かつ具体的な事実に基づき、適切に行われる必要があるが、当時、体罰や不適切な指導に関する疑いにより刑事告訴されるという状況にあった顧問教諭について、教職員課内では、平成21年度以降の経緯に関する情報の引継ぎは行われておらず、また、人事異動に関するヒアリングの中で、所属校であるA高校校長から教職員課に対し、顧問教諭の現状や指導状況に関する詳細な説明は行われなかった。	 ⑨-1 本事案はA高校から学校教育室に相談されたものであり、直接的な報告や相談が A高校からなかったことから、教職員課では、顧問教諭について人事管理を要する職員と して、後任者に情報を引き継いでいくという必要性が認識されていなかった。 ⑨-2 平成25年度当時のA高校校長は、前任の校長から詳細な引継ぎを受けておらず、 顧問教諭について、過去に「保護者とトラブルがあった」という程度の認識しか持っていなかったこと、また、人事異動のヒアリングにあたって、教職員課から特に顧問教諭の過去の言動等に関する確認がなかったことから、詳しい説明を行わなかった。
	H20.1∼3	論の勤務状況やB高校校長からの強い要望等を総合的に勘案し、顧問教諭のB高校への異動を決定。 ・ 教職員課からB高校校長に対し、顧問教諭が刑事告訴されていることは情報共有されていたが、異動後において特別に人事管理を求めるような指示は行われず。	①【教職員課】過去に体罰行為が疑われた顧問教諭については、異動先であるB高校に対して、刑事告訴に至る詳しい事情や、具体的な人事管理に関する指示が行われるべきであったが、教職員課からB高校に対しては、顧問教諭が刑事告訴されている事実が伝えられるにとどまった。	 ● 上記のとおり、当時の教職員課においては、顧問教諭に関する詳しい状況を把握していなかったことに加え、刑事告訴されてから1年以上が経過し、顧問教諭について特に留意を要する教員であるとの認識もなかったことから、異動に当たり、B高校に適切な人事管理をするよう指示するに至らなかった。
	4 (H26.	4~H27.4)顧問教諭のB高校への	異動後における、刑事告訴や不起訴処分についての対応【B高	校】
14	H26.4.1~	平成 26 年 4 月 1 日、顧問教諭はA高校から B高校へ異動。 平成 26 年 6 月、顧問教諭は少年男子県選抜 チームの監督に就任。あわせて、B高校男子バ レーボール部の監督についても、前任者から顧 問教諭に変更。 平成 26 年 10 月、A高校から教職員課に対 し、顧問教諭の刑事告訴に関する状況の情報提		●1 B高校の前任校長は、顧問教諭によるバレーボール部指導に期待して、教職員課に対し、顧問教諭の配置を求めた。顧問教諭は刑事告訴されている状況にあったが、同校長は、A高校での調査によって体罰が確認されなかったのであれば、異動は問題ないとした。新たに着任した校長は、顧問教諭に関する引継ぎや詳しい情報提供を受けることもなかったため、特に問題意識もなく、顧問教諭に部活動指導を委ねた。こうした、平成26年度の顧問教諭の人事異動及び校長間の引継ぎ不足が、本事案の一つの大きな要因となった。
		供があり、教職員課はB高校校長へ情報共有。		● 1 日 - 2 B 高校校長は、赴任以前に顧問教諭との面識はなく、顧問教諭が特に人事管理を要する職員であるとの認識がなかった。平成26年10月以降は、顧問教諭が刑事告訴されている状況にあることや不起訴処分となったとの情報を得ていたが、B高校において実際
15)	H27.4.1~	・ 平成27年4月、顧問教諭に対する刑事告訴については不起訴処分となる。・ B高校校長は、不起訴処分という結果が出たことも踏まえ、顧問教諭に部顧問を継続させることを判断。		に目にした顧問教諭の業務状況等を良好なものととらえていたことにより、人事管理の必要性を深く認識せず、結果として一般的な指導にとどまった。

時	寺期	事実関係(概要)	学校及び県教委の対応として不適切だった点	左記対応につながったと考えられる要因
5 ((H27.5	5~H27.10)B高校バレーボール部	『における「いじめ重大事案」についての対応【B高校・教職員	課】
16 H27.5	5~10	 ・ 平成27年5月、B高校男子バレーボール部員から学校に対し、先輩部員による暴言が原因で不登校になったとの訴え。 ・ いじめにあった被害生徒の保護者からの要望により、調査においては、顧問教諭の言動に関する項目も追加。 ・ 調査の中では、部員から、顧問教諭による「使えない」や「お前のプレーで負けた」等の発言があったとの証言。 ・ 平成27年10月15日にまとめられた「いじめ問題調査報告書」においては、「顧問の指導に大きな問題があったとは言えない。ただし、本事案が発生したことは事実であり、今後は一層部員の言動について注意を行き渡らせることが求められる。」と結論付けられた。 ・ B高校校長は顧問教諭に対し、調査報告書で認められた発言は、人格を否定しているように受け止められるのでやめるよう指導。 ・ B高校からは教職員課に対し、顧問教諭の発言内容等について情報提供。 	②【B高校】顧問教諭については、過去に、A高校における体罰及び不適切な指導の疑いで刑事告訴まで至った経緯があり、さらに、本いじめ重大事案に関する調査において、「使えない」や「お前のプレーで負けた」等の発言が認められたのであるから、たとえ「いじめ事案」としての調査結果において「大きな問題なし」と結論付けられたとしても、学校としては、顧問教諭の指導状況の定期的な確認や個別指導の強化など、適切な人事管理につなげるべきであった。しかしながら、B高校では、それ以上に踏み込んだ事実確認等は行わず、顧問教諭への指導も一般的なものにとどまった。 ③【教職員課】B高校から、いじめ事案に関連して、顧問教諭の発言内容に関する情報提供が行われていたが、学校教育室が主に対応する事案と判断し、教職員の服務上問題がある事案として、B高校への詳細な状況確認や助言・指導等を行わなかった。	も、当事者である部員間の関係をどのようにして収束させていくかという対応に終始 ており、顧問教諭の不適切な発言等の言動については、大きな問題と考えず、顧問教諭的 対する人事管理の強化につながらなかった。 120-2 B高校では、最終的にいじめ調査委員会の見解として、顧問教諭の言動は「部員を 傷つけた暴言とは言えず、大きな問題なし」とされたことから、顧問教諭の言動を改めて 調査したり、部活動顧問から外すなどの厳しい措置は不要と考えた。
	(H27 . 9	 ・ 平成27年9月29日、被害生徒側からの損害 ・ 平成27年9月29日、被害生徒らが岩手県及び顧問教諭を被告として、民事訴訟を提起。 ・ 県教委では、顧問教諭やA高校の関係者等から事実関係の聴取を行い、いずれも訴状にあるような暴力行為を否定したことから、応訴する方針を決定。 ・ 平成27年10月9日、教職員課がB高校校長に対し、民事訴訟が提起された事実を伝えたが、訴訟関係資料の提供等は行われず。 ・ 県教委内では顧問教諭の顧問継続を問題視する意見もあったが、最終的に校長判断とされ、B高校に対する具体的な指示等は行われず。 ・ B高校校長は、顧問教諭の部顧問を継続させることとし、引き続き生徒への対応に気を付け 	書賠償請求(民事訴訟)提起を受けての対応【B高校・教職員課 (銀【教職員課】人事主管課としては、学校現場において適切な人事管理が行われるよう、教職員についての正確かつ具体的な情報を提供することが必要であるが、民事訴訟の提起にあたり、教職員課はB高校に対し、訴訟が提起された事実のみを情報共有し、顧問教諭のどのような言動が訴えられているかなどの訴訟関係資料の提供は行わず、また、顧問継続の可否についても校長判断として、特に具体的な指示を行わなかった。 (銀】(日高校) B高校においては、教職員課から、民事訴訟の提起に関する詳細な情報提供や、顧問の継続可否に関する指示がない中、それまで通り顧問を継続させることとし、校長から顧問教諭への指導も一般的なものにとどまった。	 ● 1 訴訟が開始されれば、実際に訴訟事務を担うのは学校ではなく教職員課であり、た、前任校の事案でもあるため、教職員課では、詳細な訴訟資料をB高校との間で共有る必要まではないと考えた。 ● 2 また、教職員課では、事実関係が確定していない状況の中、訴訟提起されたことみをもって顧問教諭に問題ありとすることは適切ではないとの認識を有していたことより、顧問継続の可否に関する学校への指導・助言などは行わなかった。 ● B高校では、刑事告訴された後も、顧問教諭は部顧問を継続してきたことから、民事訟を提起されたことを受けても、当該判断を変えるまでのものではないと認識していこと、また、1年後に国体を控える中、強化を求められていた男子バレーボール部につて、顧問教諭に代わる指導者はいなかったことなどから、顧問を継続させるという判断続け、校長による指導も従来どおりのものにとどまった。

	平成28年5月、教職員課は、原告側からの	(f) 【教職員課】顧問教諭がそれまで否定していた 体罰 行為について、一部とはいえ認めると	■ 1 教職員課では、訴訟は依然として継続しており、事実が確定していない状況
	新たな証拠提出を受け、元部員3名から聴取を 実施。 ・ 元部員らは、「(顧問教諭が) 頬を平手で叩く 行為自体はあった」と証言し、顧問教諭もこれ	いう重大な状況変化があったにも関わらず、教職員課はB高校に対し、どのような体罰行 為があったかなど詳細な情報提供を行わなかった。また、顧問継続の可否についても、依 然として校長の判断であるとし、特に具体的な指示を行わなかった。県教委内の協議の中 で出された「顧問を外さないのであれば、人事管理をしっかりすべき」との意見について	ため、B高校への詳細な情報提供は判決が確定してからで良いだろうと判断し、認 訟の経過については、県教委と同様に当事者である顧問教諭からB高校校長に伝 いるであろうと考え、適切な人事管理に欠かせない学校への情報共有が十分に行 かった。
	を認めた。 ・ 県教委はこれを受け、「顧問教諭はバレーボール部の部活動中、部員の頭や顔を片方の平手	も、「判決が出てから検討すべきもの」として具体的な対応を取らなかった。	● 2 教職員課では、学校に所属する教職員の校務分掌は校長判断事項であるとが強く、また、この時点で顧問から外すことは、「これまで顧問を継続させてきた判断の是非を問われかねないこと」や「顧問を外せば部活動が衰退しかねない」と
	で叩くという行為を行った」など、それまでの 主張を一部訂正。 ・ 顧問教諭が体罰行為を認めたことについて、		を有していたことから、顧問継続や人事管理の強化に関するB高校への具体的な行わなかった。
	教職員課はB高校に対し、詳細な情報提供を行 わず。 ・ 県教委内では、顧問教諭を部顧問から外すべ きとの意見もあったが、校長判断であるとし て、B高校に対する指示等は行われず。	①【B高校】B高校校長は、新聞報道によりA高校事案での体罰の事実を把握したものの、顧問教諭本人に詳細な事情を聞くなどの対応を行わず、また、顧問の継続可否に影響するような情報があれば、県教委から連絡があるだろうとの姿勢に終始した。	● B高校校長は、教職員課からの情報提供がない以上、学校から聞いても詳細な する情報は教えてもらえないだろうと考え、また、男子バレーボール部について属 に代わる指導者はいないことから、顧問を継続させるという判断を続けた。
H28.8.24~	・ B高校校長は、顧問教諭に対し口頭での指導を行ったうえで、部活動顧問の継続を判断。		

	時期	事実関係(概要)	学校及び県教委の対応として不適切だった点	左記対応につながったと考えられる要因
	8 (H29.1	1~H30.7) 一審判決後における部	『顧問継続等の判断や体制見直し等についての対応【B高校・教	職員課】
19	H29.11.10~	 ・ 平成29年11月10日、一審判決があり、顧問教諭による「激しく叱責し、鍵を壁に投げつけ、机を強打する等の行為」は違法行為に該当するとされた。 ・ B高校校長は教職員課に対し、判決文を読む必要性を相談したが、教職員課から判決文の写しを提供するなどの対応は行われず。 ・ B高校校長が教職員課に対し、顧問教諭の部顧問継続について相談した際、教職員課は「ダメとは言えない」と回答。これを受け、B高校校長は顧問教諭に対し、「二度とこのようなこ 	(多職員課】一審判決を受け、その詳細を確認する必要性について相談したB高校校長に対し、教職員課は、判決文の提供などの具体的な情報共有を行わなかった。また、顧問継続の可否に関する校長からの相談に対して、「ダメとは言えない」と回答するなど、学校との情報共有と適切な指示のいずれの点においても対応が不足していた。さらに、控訴人から提出された、被害生徒の後輩部員が作成した陳述書に、顧問教諭の暴力に関する記載があるにも関わらず、当該情報をB高校と情報共有することなく、その後の人事管理に活かすことをしなかった。	 ●1 教職員課では、一審判決の内容について、原告の主な主張であったPTSDとの因果関係は否定されたため、県側の主張は概ね認められたとし、また、被害者側が控訴し、控訴審として継続することとなったことから、B高校への詳細な情報提供は判決が確定してからで良いだろうと判断した。 ●2 また、教職員課では、B高校が春高バレーで優勝し、顧問教諭が指導者として結果を残していると評価していたことや、他に代わる指導者もいなかったことなどから、顧問教諭を部顧問から外すことについて消極的な姿勢であった。 ●3 教職員課では、陳述書をあくまで訴訟上の資料として取り扱っており、また、陳述書の内容が事実か確定していない状況であるとの認識のもと、訴訟上の対応のみを進め、陳述書の内容を踏まえた適切な人事管理をするという意識が希薄であった。
20	H29.12.11~	とはないように」と指導したうえで、部活動顧問の継続を判断。 ・ 平成29年12月11日、保健体育課と高体連は、連名で「部活動における体罰根絶に向けた取組の徹底について」との通知を発出。 ・ B高校では、通知における「体罰が発生した場合」の部分を「当該校において」と解釈し、顧問教諭を部活動顧問から外す等の対応を行わず。	たことを理由として、校長が顧問教諭の顧問継続を判断しており、また 、具体的な指導も 行われなかった。	 ▶ B高校校長は、顧問継続について、教職員課から「ダメとは言えない」「今までのように指導をし、状況を注視しながら顧問を継続させても良いのではないか」などの回答があったことで県教委の了解は得られたと判断し、顧問教諭の部活動指導の実態を把握することなく、顧問を継続させることを判断した。 ● 1 B高校では、当該通知は、9年前の前任校での事案まで遡って適用されるものではないと解釈し、また、控訴審の手続きが開始され、顧問教諭の体罰行為等が正式には確定したものではないと認識し、部顧問から外すなどの対応を取らなかった。
21)	H30.4.1~	・ B高校では、平成30年度のバレーボール部の顧問体制について、顧問教諭の部顧問を継続したうえで、男女両方を担当する副顧問を1名追加。・ 平成30年7月3日、B高校で重大事案が発	知の趣旨を踏まえた対応という点で不足 していた。	● 2 B高校では、顧問教諭を、礼儀正しく周囲に信頼されている人物と評価し、部活動での指導を問題視する声もなかったことから、A高校での体罰は既に過去のものであり、顧問教諭が問題ある指導を行うことはないだろうと考えた。他方で、周囲が、インターハイ県予選での優勝などの期待を寄せたことが、顧問教諭にプレッシャーを与え、部活動での作業が厳しいたのになった。ままない。
22	H30.7.3	生。		の指導が厳しいものになった可能性も否定できない。

〇 再発防止策の検討の方向性

〇 再発防止策の検討の方向性		
不適切だった点及び要因	再発防止に向けた基本的な考え方	具体的な再発防止策(想定)
1 A高校による調査等の対応において不適切だった点 ① 問題となるのは「直接的な暴力」であり、「『長時間に及ぶ叱責』等の言動についてはある程度容認されるとの誤った認識や顧問教諭の認否のみを重視する誤った考えにより、被害生徒保護者から訴えを受けてからの初動調査や県教委との連携(H21)、元部員からの証言を踏まえた対応(H23~H24)が不十分なものとなった。〔不適切な点①、③、⑦〕② 被害生徒の卒業に向けた対応が順調に進めば、保護者の訴えは収束するとの安易な考えのもと、保護者に対し、どのように説明し、いかに事態を収めるかとの対応に終始し、保護者の訴え(顧問教諭の不適切指導)を正しく受け止めようとせず、顧問教諭による不適切指導(暴力・暴言)の事実確認が遅れた。〔不適切な点②、⑥〕 2 B高校による顧問教諭の人事管理において不適切だった点 ③ 顧問教諭に係る不適切な指導が疑われる情報が校長間で十分に引き継がれなかったことや、刑事告訴された事実や	る正しい認識の普及徹底教職員による不適切指導が疑われた際の学校における適切な初動対応の確保校長間(前任と後任、異動元と異	【県教委】 ・ 不適切指導の防止に向けた教職員向けガイドラインの作成 ・ 管理職・部活動指導者向けの研修を含む研修体系の見直し ・ 児童生徒の声が届く相談機能の設置(相談ダイヤルや一人一台端末による相談) ・ 事案発生時の学校との窓口の一元化 ・ 事実確認における専門機関(弁護士、警察等)への支援要請 ・ 不適切指導が疑われる教職員の部活動指
「いじめ事案」調査結果を軽視したことにより、顧問教諭の人事管理や指導について、具体的な対応を行わなかった。 〔不適切な点⑪、⑫〕 ④ 民事訴訟を提起されてから一審判決まで、県教委からの指示や情報共有がないことを理由とし、学校長として主体的に人事管理を行おうとする意識が欠如したことから、部活動指導の実態の把握を怠り、顧問教諭による不適切指導(暴言)の事実確認が遅れた。〔不適切な点⑮、⑰、⑲〕 ⑤ 保体課・高体連通知について、前任校事案であることや係争中であることを理由に、顧問教諭の不適切指導(暴力)	動先)の適切な引継ぎの徹底学校における主体的な人事管理の確保に向けた体制づくり不適切指導を行った教職員の部	導を停止する方針の明確化(規定の見直し) ・ 校長間の適切な引継ぎに係る基準や方針の作成(調査マニュアルを含めた事案の報告方法の見直し) ・ 問題ある教職員の人事管理に関する方針の作成(個別面談の実施等) 等
は当該通知の適用外であるとの一方的な(自らに都合の良い)解釈をし、当該通知の趣旨を踏まえた顧問教諭に対する 指導が徹底されなかった。[不適切な点②] 3 A高校事案における県教委による対応において不適切だった点 ⑥ 県教委内の関係室課において、それぞれ「自らの所管ではない」との消極的な姿勢に終始し、特に教職員課は、一貫 して「学校任せ(学校からの報告を待つのみ)」の受け身の姿勢に終始したため、県教委として具体的な助言・指導が 行われず、結果として、顧問教諭による不適切指導(暴力・暴言)の事実確認が遅れた。[不適切な点④、⑤、⑧] ⑦ 教職員課は、A高校長からの「元部員への調査の結果、体罰はなかった」との報告を鵜呑みにし(報告に至るまでの 調査過程を確認することをせず)、A高校事案について、詳細に把握しようとする意識が欠如していたため、顧問教諭に ついて人事管理を要する職員としての認識が薄く、結果として、顧問教諭の異動の際に、B高校長との間での情報共有 を怠った。[不適切な点⑨、⑩]	活動指導からの排除の徹底教職員による不適切指導(疑い含む。)が判明した際の学校や県教委との連携体制の明確化問題ある教職員に係る情報管理	 上記ガイドラインの教職員への周知徹底 学校経営計画における不適切指導根絶の明記 不適切指導根絶に向けた計画的・継続的な校内研修の実施 不適切指導根絶に向けた宣言の発出 マニュアルに沿った速やかな事実確認、県教委との連携による対応策の実施 県教委を通じた事実確認における専門機関(弁護士、警察等)の支援要請 管理職面談を通じた意識啓発 等 【教員】
4 B高校事案における県教委による対応において不適切だった点 ⑧ 顧問教諭の不適切な言動が「いじめ事案」調査において明らかになったにも関わらず、教職員課は、一貫して「学校任せ(学校からの報告を待つのみ)」の受け身の姿勢に終始したため、B高校に対する具体的な助言・指導が行われず、結果として、顧問教諭による不適切指導(暴言)の事実確認が遅れた。〔不適切な点⑬〕 ⑨ 教職員課において、訴訟対応の過程で明らかになった不適切指導(暴力・暴言)の情報を踏まえて、顧問を外すなどの人事管理上の対応について、学校に指示する必要性に係る認識が欠如していたことにより、民事訴訟上の対応に終始し、B高校に対する具体的な指示や情報共有を怠った。〔不適切な点⑭、⑯、⑱〕	含む。)が判明した際の学校や県教 委との連携体制の明確化〔再掲〕	・ 上記ガイドラインの熟知・ 上記校内研修への参加

3 関係法令等

(1)	人権意識の醸成	法令番号等	所管等
	こども基本法	令和4年法律第77号	こども家庭庁
	児童の権利に関する条約(子どもの権利 条約)	平成6年条約第2号	
(2)	生徒指導	法令番号等	所管等
	生徒指導提要	令和4年12月 文部科学省	文部科学省
(3)	不適切な指導の根絶	法令番号等	所管等
	学校教育法	昭和22年法律第26号	文部科学省
	学校教育法第11条に規定する児童生徒の 懲戒・体罰等に関する参考事例	問題行動を起こす児 童生徒に対する指導 について(平成19年2 月5日付18文科初第 1019号通知)別紙	文部科学省
	体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指 導の徹底について(通知)	24文科初第1269号 (平成25年3月13日)	文部科学省
	スポーツ界における暴力行為根絶宣言	平成25年4月25日 (公財)日本体育協会 (公財)日本オリンピック委員会 (公財)日本障害者スポーツ協会 (公財)全国高等学校体育連盟 (公財)日本中学校体育連盟	(公財)日本体育協 会 等
	教育職員等による児童生徒性暴力等の防 止等に関する法律	令和3年法律第57号	文部科学省
(4)	人事管理	法令番号等	所管等
	校長及び教員の資質の向上に関する指標		岩手県教育委員会 事務局教職員課

(5)	部活動指導	法令番号等	所管等
	運動部活動での指導のガイドライン	平成25年5月 文部科学省	文部科学省
	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方に関する総合的なガイドライン	令和4年12月 スポーツ庁 文化庁	スポーツ庁 文化庁
	岩手県における部活動及び新たな地域ク ラブ活動の在り方に関する方針	令和6年1月 岩手県教育委員会	岩手県教育委員会 事務局保健体育課
(6)	進路指導・キャリア教育	法令番号等	所管等
	いわてキャリア教育指針【改訂版】	令和2年3月 岩手県教育委員会	岩手県教育委員会 事務局学校教育室
	令和6年度学校教育指導指針	令和6年3月 岩手県教育委員会 事務局学校教育室	岩手県教育委員会 事務局学校教育室
(7)	自殺予防教育	法令番号等	所管等
	自殺対策基本法	平成18年法律第85号	厚生労働省
	自殺総合対策大綱	令和4年10月	厚生労働省
	教師が知っておきたい子どもの自殺予防	平成21年3月 文部科学省	文部科学省
	子供に伝えたい自殺予防 (学校における 自殺予防教育導入の手引)	平成26年7月 文部科学省	文部科学省
	児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態,強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)	29初児生第38号 (平成30年1月23日)	文部科学省 厚生労働省